



## 目次

### 第1章 多様性と包摂性のある社会へ—公正と共生の実現

はじめに——「尊厳」「公正」「共生」という三つの視点から .....	18
1-1 個人の尊厳——「誰一人取り残さない」 .....	21
(1) 誰もが自分らしく生きられる未来への道筋 .....	21
(2) ポスト・セキュラー状況における個人の尊厳 .....	23
(3) 人権の国際化と日本の課題—国際人権の観点から .....	25
(4) 「脆弱な個人」から出発する—人権主体の多元化と時間軸における変化 ....	28
(5) ビジネス・企業と人権—社会的責任の分かれ合ひ方 .....	31
1-2 公正な社会へ—差別や抑圧のない社会をめざして .....	34
(1) 「らしさ」の縛りを問い合わせ直そう .....	34
(2) だれもが安心して暮らせる社会へ—身近な暴力をなくそう .....	40
(3) 性的指向や性自認にもとづく差別の解消 .....	44
(4) 障がい者差別の解消に向けて .....	47
(5) 原発被災からの再生・再建 .....	49
1-3 共生の実現—包摂性ある社会へ .....	57
(1) 多様性・共生・複線型の人生:柔軟な社会、柔軟な個人へ .....	57
(2) 外部からやって来る人々との幸福な共生社会の創造 .....	59
(3) 多文化共生社会の実現 .....	62
(4) 多様な人びとの共生社会をサポートする情報技術 .....	65

## はじめに——「尊厳」「公正」「共生」という三つの視点から

21世紀半ばまでに「多様性と包摂性のある社会」は実現しているでしょうか。未来からの問いは、私たち自身がいま引き受けるべき課題にはかなりません。

「人権の世紀」と言われる<sup>1</sup>21世紀は、衝撃的な事件から幕をあげました。2001年9月11日の同時多発テロです。テロの衝撃がさめやらぬ11月2日、国連教育科学文化機関(ユネスコ)第31回総会において一つの重要な宣言が満場一致で採択されました。「文化多様性に関する世界宣言<sup>2</sup>」です。この宣言は、世界人権宣言に次ぐ重要性をもつと評されます。同宣言は、「文化多様性」を「人類共通の遺産」(第1条)とし、その保護は「人間の尊厳」を尊重するために不可欠だと唱えました(第4条)。

一方、「社会的包摂」は、「社会的排除」と対になる概念です。二つの概念は、1970年代にフランスで生まれ、その後、ヨーロッパ諸国を始め、欧州連合、国際連合などにおいて社会政策の基礎的理念として確立しました。包摂的な社会ほど、災害や経済危機などの危機に対しても強靭で回復力があるという意味でレジリエント(強靭)である、とも指摘されています<sup>3</sup>。

多様性と包摂性は、文化と社会政策についてだけ必要なではありません。それは、人間生活のすべてにおいて尊重されるべき理念です。本章では、「尊厳」「公正」「共生」という三つの視点から、多様性と包摂性に富む未来社会——「誰一人取り残さない」社会——を展望したいと思います。

1—1「個人の尊厳(個人の尊重)<sup>4</sup>」は、あらゆる人権保障の根幹をなします。ひとの「尊厳」を確立するまでに人類は長い歴史を必要としました。しかし、「尊厳」は、国家権力や独裁者によっていつも容易に損なわれることも歴史が示しています。第二次世界大戦中、ナチスは強制的に同質化を進め、異質な者を徹底的に排除しようとしました。このような悲劇を繰り返さないとして、戦後ドイツ憲法は「人間の尊厳」を第1条におき、すべての人権に優越すると定めました。世界人権宣言(1948年)もこう謳っています。「すべての人間は生まれながらに自由であり、尊厳と権利について平等である」(第1条)。しかし、1990年代に多発した内戦ではジェノサイト(民族抹殺)が横行し、21世紀のいまも世界の多くの地域で内戦やテロによる被害があとをたちません。未来を担うべき子どもたちも巻き込まれています。このような状況をふまえ、「尊厳」に関しては、五つの問い合わせを試みます。

- (1) 自分らしく生きる道筋を他者と手を差し伸べ合いながらたどることが「幸福」につながるのではないか。
- (2) 一見普遍的に見える価値すらある種の押しつけかもしれないと思い直すことから共生のルールを定立できるのではないか。

---

<sup>1</sup> 法務省「みんなで築こう 人権の世紀」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken134.html>(2020年3月20日最終閲覧)

<sup>2</sup> ユネスコ(英文)[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13179&URL\\_DO=DO\\_PRINTPAGE&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13179&URL_DO=DO_PRINTPAGE&URL_SECTION=201.html) (2020年3月20日最終閲覧)

文部科学省(仮訳)<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm> (2020年3月20日最終閲覧)

<sup>3</sup> 日本国際会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会「(提言)いまこそ「包摂する社会」の基盤づくりを——社会的包摂」2014年9月8日、2頁。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t197-4.pdf>(2020年3月20日最終閲覧)

<sup>4</sup> さああたりの理解として、「個人の尊厳」(憲法24条)と「個人の尊重」(憲法13条)は「互換的」とされ、「個人の尊重」と「人間の尊厳」も多くの学説は対立的には捉えない。辻村みよ子・山元一編『概説憲法コメントール』(信山社、2018年)85頁参照。

- (3) 「人権の国際化」という現代的状況のもと、国際社会のなかで日本が「名譽ある地位」(日本国憲法前文)を占めるにはいかにあらるべきか。
- (4) 人権主体の議論は、「自律的(強い)個人」を前提とするのではなく、人間存在の「多元性」や「脆弱な個人」から出発すべきではないか。
- (5) 社会全体が「企業の社会的責任」を監視し、制御することによって人権保障に現実的に寄与できるのではないか。

1-2「公正」には、「ルールや手続きの公正」と「機会や結果の公正」があります。「人権の世紀」である21世紀では、社会正義を重んじ、公正、公平で差別や偏見のない社会を目指す必要性が高まっています。「人権の世紀」の重要な契機となったのは、「人権という普遍的文化」の構築を目指す「人権教育のための国連10年」(1995~2004年)という決議です(1994年国連総会)。2004年の国連総会では、「人権教育のための世界計画」の発足が決定されました。現在、日本政府が人権施策の課題として挙げているのは17項目です。①女性、②子ども、③高齢者、④障がい者、⑤同和問題、⑥アイヌの人びと、⑦外国人、⑧HIV感染者やハンセン病患者等、⑨刑期を終えて出所した人、⑩犯罪被害者とその家族、⑪インターネットの悪用、⑫北朝鮮当局による人権侵害問題、⑬ホームレス、⑭性的指向、⑮性自認、⑯人身取引、⑰東日本大震災。これらのことと理由とする偏見や差別をなくすことが目指されています。以上から、法・政策による「公正」の実現に着目して、次の五つの問い合わせます。

- (1) 性別を問わず、だれもが「らしさ」の縛りから解放され、自分らしく生きるために何が必要か。
- (2) 暴力を排除して、だれもが安心・安全に暮らせる社会にするためにはどのような施策が必要か。
- (3) 性的指向や性自認にもとづく差別を解消するための緊急の課題とは何か。
- (4) 障がい者差別を解消するために何が求められるのか。
- (5) 福島第一原発被災からの再建・再生の経験を未来に引き継ぎ、将来世代に負の遺産を継承させないために何が必要か。

1-3「共生」は、行政面でもさかんに使われている用語です。たとえば、文部科学省は、障がい者のインクルーシブ教育を念頭に、「共生社会」とは、「だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会<sup>5</sup>」と述べています。他方、厚生労働省によれば、「地域共生社会」とは、少子高齢化や過疎化などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの<sup>6</sup>」とされます。共生社会の実現を目指して、四つの点から私たちの決意を問いかけます。

- (1) 多様性に富む共生社会や複線型の人生を実現するにはコストがかかる。その時間的、費用上の負担を未来への投資として引き受けねばならない。

<sup>5</sup> 文部科学省 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325884.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325884.htm) (2020年3月20日最終閲覧)

<sup>6</sup> 厚生労働省「地域共生社会」の実現に向けて  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html> (2020年3月20日最終閲覧)

- (2) 日本が世界のなかで人びとを惹きつける国となるためには、外部からやってきた人びとが、日本社会になじみやすい環境を作るだけでなく、日本社会の側も彼ら／彼女らの出身社会の文化を尊重する姿勢を示さねばならない。
- (3) 豊かな文化を支える多文化共生社会を実現するには、「移民」を生活者として受け入れる政策が必要であり、私たちには彼らを永続的な隣人として迎え入れねばならない。
- (4) 以上の決意をサポートするさまざまな情報技術はますます発展する。

(三成 美保 奈良女子大学副学長・教授(研究院生活環境科学系))

## 1-1 個人の尊厳——「誰一人取り残さない」

### (1) 誰もが自分らしく生きられる未来への道筋

#### ① 変化する世界

いま、世界は大きな変化に立ち会おうとしています。

私たちの日常生活からもそれはうかがえます。かつてに比べて、多くの歳を重ねた方々が社会のなかで活躍しています。その一方、近所で遊ぶ子どもたちの姿が減っているように思われます。気候にも変化が現れています。真夏日が増え、春や秋の期間が短くなりました。また台風や豪雨が激甚な被害をもたらすことも多くなったように思われます。変化は、日本だけでなく、地球規模で起こっています。人類が地球上に誕生して以後、人類はその素晴らしい力によって困難を克服し、人類という生物種をここまで繁栄に導きました。しかし、その爆発的な世界改造の力は、放置すれば地球や社会に過大な負担をかけるかもしれない、いやもうかけているかもしれない、との危惧も高まっています。

人間だけでなく、他の生命体もあるいは美しい自然も、いつまでも自分らしくあり続けることができるようになるには、いま、私たちは何を考えるべきなのでしょうか？

#### ② 未来のために何をするべきか

世界、そして日本が、よりよい社会を未来の人びとに引き継いでもらうために、子どもの世代にも、その子どもの世代にも、社会が希望に満ちたものであり続けるために、さまざまな提案がなされています。

なかでも、2015年9月25日～27日、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として採択された「我々の世界を変革する——持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」)は世界に大きな影響を与えています。これが、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」です。17の目標はさまざまですが、「すべての人」「みんな」「世界中」といった言葉が共通して使われていることに気づきます。

つまり、17の目標は、一部の人だけの利益ではなく、すべての人が互いに支え合う「「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会」実現のための具体的な方策なのです。

#### ③ 「幸福」への注目

SDGsが提案する「持続可能な発展」が「どこへ向かっての発展」かといえば、端的に「すべての人びとの幸福」であるといえましょう。いま改めて、「人びとの幸福」に注目が集まっています。

国連は、「世界幸福度報告書」というレポートを出しています。これによれば、世界の156か国を対象とした幸福度ランキング(2016～2018)で、上位は、フィンランド、デンマーク、ノルウェイなど北欧諸国で占められています。残念ながら日本は、58位に留まっています。さらに残念なことに、この報告書によれば、日本の幸福度は年々下がり続けているようです。

では、この報告書では、「幸福」をどのような要因からなるものと捉えているのでしょうか。報告書の注記によれば、「幸福度」は、「GDP」「社会的支援」「健康寿命」「人生選択の自由度」「寛容度」「腐敗度」などから構成されています。これらのうち、日本は、「健康寿命」(2位)や「GDP」(24位)は

高いのですが、「人生選択の自由度」(64位)、「寛容度」(92位)が顕著に低いランクとなっています。経済力や医療は優れているけれど、ちょっと息苦しい社会のようです[1]。

#### ④ 互いに手をさしのべ合う社会へ

社会の息苦しさは、人びとの関係を遠ざけるのかもしれません。

自分の選択をするときに周りの目を気にしなければならなかつたり、小さなことでも厳しく批判されがちだつたりしたら、人と関わらない方が自分らしく生きられる、と感じることもあるでしょう。

実際、OECDが発行した「Society at a Glance: OECD Social Indicators (2005)」によれば、日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%で、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっています[2]。

確かに、自分だけの世界に閉じこもっていれば、気楽かもしれません。しかし、何か問題が起こったとき、すべてを自分で解決するのはとても困難です。またこのような「社会的孤立」を自分で選び取ったのではなく、結果として「孤立」に追いやられてしまう場合もあります。調査によても、社会的に弱い立場の人ほど、社会的孤立になりやすいようです。その結果、社会的に弱い立場の人は、さらに弱くなるリスクにさらされます。社会のなかの格差が拡大すると、社会の信頼感は低下し、秩序は不安定化します。それは、いま、社会的に強い立場にいる人にとっても決して望ましいことはありません。

「幸福」は一人だけで獲得できるものではありません。「誰一人取り残さず」、すべての人がすべての人を支え合う中で、社会の幸福は実現できるのです。

(遠藤 薫 学習院大学法学部教授)

#### 【参考文献】

- [1] John F. Helliwell, Richard Layard and Jeffrey D. Sachs, World Happiness Report, 2019.  
<https://s3.amazonaws.com/happiness-report/2019/WHR19.pdf>
- [2] OECD, Society at Glance:2005 edition, 2005, p8

## (2) ポスト・セキュラー状況における個人の尊厳

### ① ポスト・セキュラー状況とは——宗教から問題提起

「だれ一人取り残さない」というスローガンは、貧困や環境問題などを対象としている限りは異論が出ないのでですが、心に関わることについて考え始めると、急に全体主義的にも見えてきます。いえ、物や経済に関わることですら、何らかの信条からあえて貧しい暮らしを選んだ人がいる場合、その人も SDGs という同じ船に乗せるべきなのでしょうか。個人の精神的価値はそれほどまでに多様なのではないでしょうか。

世界的に見れば、民主主義社会において過去数十年でこの問題が特に尖鋭化したのは宗教に関わる事がらにおいてでしょう。2004 年にフランスの公立校に通うムスリム女子生徒に対しスカーフの着用を禁じる法律が制定されましたが、これについては大きな論争が起きました。禁じる方は、スカーフはイスラームのシンボルだから、着用すれば公立校に宗教を持ち込むことになるし、またキリスト教の十字架のネックレスとは異なり女性差別的なものだということを理由にしました。それに対して宗教差別であるという反論が国内外から出されたのです。このように西洋の民主主義社会が想定している「人権」というものは、「宗教(信教)の自由」と両立しないことがあるのです。

20 世紀の西側諸国では、世俗的な、すなわち政教分離に基づく民主主義は普遍性をもち、その下で宗教は「個人の精神的自由」として認められると考えられていました。世紀の終わりごろからこれに異議を申し立てたのが、ムスリムをはじめとする多様な宗教を信仰する人々でした。というのも、イスラームのような宗教においては、ただ心の中で神に祈るだけでは信仰として十分ではなく、スカーフを被る、動作を伴う礼拝を集団で行う、特定の食材を避けるといった行為・実践面での自由が必要になるからです。

そのような状況の変化を背景に、21 世紀に入ると「ポスト・セキュラー(世俗的)」という言葉が使われるようになりました。これは単に、宗教がこのところ復興しているという「ポスト・世俗化」現象を指すのではなく、世俗的民主主義という制度は本当に中立的なのか、あらゆる人を包摂できるのかを問い合わせ声が高まっている状況を指します。世俗主義は、長年にわたり宗教戦争に悩まされたヨーロッパが生み出した、共生のための知恵でした。しかし、グローバル化が進むにつれ、それでは十分ではないという認識が広がってきたのです[1]。

### ② ポスト・セキュラー視点からのルール・セッティング

近代化の中で、科学と宗教はおよそ正反対のものだと思われてきましたが、科学者コミュニティにとつてもこれは他人事ではありません。ユネスコの支援により国際社会科学協議会(ISSC 現在は国際学術会議 ISC に統合)と同時期に設立された、人文系の国際学会を統合する国際哲学・人文学会議(CIPSH)での最近のエピソードです。20 人ほどで構成される運営委員会がベルギーで開催されたのですが、座長のアフリカ(マリ)人の言語学者が開会の挨拶を礼拝から始めたのです。他の委員は少なからず驚いたはずですが、神への感謝を唱える座長の動作があまりに自然だったためか、静かに黙祷という形でそれに応じました。主催者の歴史学者は、個人の信条としては無神論のはずの共産主義者でしたが、やはりこれを受け入れ、「ベルギーも制度上は世俗主義(ライシテ・政教分離)だが、フランスのようにイスラームを排除するのではなく、包摂するライシテなのだ」とフォローしました。これまででは、そのような公的・国際的な場は無宗教の状態にするのが当然だと

思われてきました。しかしこの座長の行為は、それはある人々にとって、無宗教という一つの価値の押し付けだったということを皆に気づかせたのです。

日本ではこれまで、このような宗教の多様性は、「多(異)文化共生」という課題に含められてきました。しかしそれはあくまで世俗的民主主義を基盤として、その上に付加される施策を指していました。「ポスト・セキュラー」という言葉は、宗教の多様性を考える際には、その基盤の部分にも目を向ける必要があることを示しています。いわゆる国家神道を含む歴史を顧みれば、この議論は慎重さも要します。他方、産業界ではインバウンド効果をねらい、外国人観光客へのサービスとして「ムスリム・フレンドリー」が広まっています。イスラームの信仰・習慣に配慮したツーリズムはたしかに多くのムスリム観光客には好評です。とはいっても、そのような経済的対価を伴う特別サービスを増やすだけでは、基盤の問題はかえって隠されてしまいます。

ポスト・セキュラー状況において、「だれ一人取り残さない」や「包摶」というアジェンダを推し進めるのであれば、その名の下に特定の価値観が押し付けられていないか、個人の尊厳がかえって脅かされていないか、合意できない多様性はあるかを、社会の変化の中で問い合わせていく必要があります。

(藤原 聖子 東京大学大学院人文社会系研究科教授)

#### 【参考文献】

- [1] ユルゲン・ハーバーマス、チャールズ・テイラー、ジュディス・バトラー、コーネル・ウェスト、クレイグ・カルフーン著、エドワルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントヴェルペン編(箱田徹、金城美幸訳)『公共圏に挑戦する宗教——ポスト世俗化時代における共棲のために』岩波書店、2014年。
- [2] 池澤優、藤原聖子、堀江宗正、西村明編「シリーズ—いま宗教に向きあう」1~4巻、岩波書店、2018年。

### (3) 人権の国際化と日本の課題—国際人権の観点から

#### ① 人権の国際化

「2030 アジェンダ」は、「人権」の尊重を強調しています(パラグラフ 8、19 参照)。「人間は生来的に不可譲・不可侵の権利を有する」という「人権」観念が開花したのは、ヨーロッパ近代においてです。「すべての人」の普遍的な人権を宣言したにもかかわらず、当初は「有産者(ブルジョワジー)・男性・白人」に固有の自由・権利を「人権」と称していたにすぎませんでした。しかし、人権が定義上有する「普遍性」は、「すべての人にあまねく保障される」という主張を可能にするものでした。二つの大戦を経て植民地が解放され、人権という価値は多くの国でコンセンサスを獲得し、世界的規模で人権保障の実現が追求されるに至っています(人権の国際化)[1]。

国際連合憲章は、国際連合(以下「国連」という)の基本的目的の 1 つに人権をあげています(1 条 3 項参照)。人権の尊重は、国連加盟国的一般義務です(55 条(c)参照)。その内容を具体化したものが、1948 年 12 月 10 日に採択された世界人権宣言です。その当時までに各国の憲法で承認されるに至った古典的自由権から、経済的・社会的・文化的権利をも規定しています<sup>7</sup>。もっともこの宣言は条約ではありませんから、法的拘束力はありません。これを部分的に補ったのが、国際人権規約(1966 年)です。経済的、社会的及び文化的権利に関する A 規約(社会権規約)と市民的及び政治的権利に関する B 規約(自由権規約)の 2 つから成ります。日本はこれを 1979 年に批准しました。

#### ② 人権規約から見た日本人権状況

両規約には、実施措置として国家報告制度が定められています。これらの規約を批准した国は、定期的に政府レポートを提出して条約に定められた状況をどこまで守っているかについて報告し、国連の委員会(社会権規約委員会、自由権規約委員会)の審査を受けなければなりません。審査のあと、委員会から総括所見が出されます。この手続は、国際機関という第三者の視点から、締約國の人権状況について知ることができる貴重な機会となります。日本国憲法 98 条は国際条約の遵守を定めており、国際社会の信頼を勝ち得るためにも審査機関によって示された懸念事項・勧告には誠実に対処することが求められます。

A 規約についての日本の第3回定期報告審査が 2013 年に実施され、社会権規約委員会の総括所見<sup>8</sup>が出されました。主な懸念事項と勧告が、31 項目あげられました。A 規約 7 条は、「公正かつ良好な労働条件を享受する権利」を定めていますが、この条項についてだけでも非正規雇用、過労死、生活保護水準を下回る最低賃金、男女の賃金格差など、国内でも問題視されている状況が指摘されました。B 規約に対する 2014 年の第 6 回定期報告審査の自由権規約委員会の総括所見<sup>9</sup>では、死刑制度、代用監獄と自白の強要などの刑事司法、少數者の差別問題に対する政府の責任、さらにあらたな人権課題として、秘密保護法・ヘイトスピーチ・原発事故による被害者の問題が取り上げられました。改善が進んでいないと判断されたのでしょうか、2017 年 12 月 11 日付

<sup>7</sup> 世界人権宣言のテキストは、国連広報センターHP

[https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_declaration/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/)を参照(2020 年 2 月 19 日最終閲覧)

<sup>8</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf> を参照(外務省仮訳、2020 年 2 月 19 日最終閲覧)。

<sup>9</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>(外務省仮訳、2020 年 2 月 19 日最終閲覧)

けの第7回日本政府定期報告に関する自由権規約委員会からの事前質問リストに、これらの事項が再掲されています<sup>10</sup>。

### ③ 個人通報制度の必要性

B規約の第一選択議定書(1976年発効、2013年3月現在114か国が批准<sup>11</sup>)は、個人通報制度を設けています(A規約の第一選択議定書(個人通報制度)は、2013年5月発効、10か国批准、42か国署名<sup>12</sup>)。個人通報制度は、人権条約に認められた権利を侵害された個人が、国内で裁判などの救済手続を尽くしても権利が回復されない場合に、条約機関に直接訴え、国際的な場で自分自身が受けた人権侵害の救済を求める制度です。

人権規約以降、漸次、国連は個別的なテーマに特化した人権条約を採択しています。今では女性、子ども、障がい者、少数者、移住労働者、その他の脆弱な立場にある人々のための特定の基準を網羅するまでになっています。こうした人々は、それまでの長い間多くの社会で一般的であった差別から自分自身を守る権利を持つようになったのです<sup>13</sup>。これらの人権条約では、それぞれの当事者にとって使い勝手が良いように、権利の定め方が工夫されています。2019年10月1日現在、日本が批准している人種差別撤廃条約(1965年)、女性差別撤廃条約(1979年)、拷問禁止条約(1984年)、子どもの権利条約(1989年)、障がい者権利条約(2006年)、強制失踪条約(2006年)には、個人通報制度を受諾する条項ないし選択議定書があります<sup>14</sup>。

当事者が個人通報制度の利用が保障されていると、国内裁判所は、人権条約を考慮するようになります。当該国の人権保障を国際水準に引き上げ、人権条約が定める人権保障を一層充実させることができますが[2]。個人通報制度の存在は、自分の身を守る権利章典としての人権条約への人々の関心を高めます。「2030アジェンダ」は、国連の人権条約の発展に照らして策定されたものです(パラグラフ10参照)。人権条約の個人レベルへの浸透は、「2030アジェンダ」を支える理念をより強固に国内的に定着させることになりましょう。

もつとも日本は、批准している人権条約の個人通報制度条項の受諾宣言をしていないし、個人通報制度を設ける選択議定書も全く批准していません。自由権規約委員会の総括所見は、毎回日本に対して、国際人権保障システムとして、「個人通報制度の導入と国内人権機関の設置」を求めていました。アメリカ合衆国も選定議定書を批准していませんが、米州憲章に基づき、別途、個人通報制度を利用できることになっています。結果として、G8のうち、日本を除くすべての国が個人通報制度を導入しています[3]。またOECD加盟国34か国のほとんどが、この制度を導入しています。個人通報制度の導入は、世界の趨勢といえるでしょう。

---

<sup>10</sup> 日本弁護士連合会 HP

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Alt\\_Rep\\_JPRep7\\_ICCPR\\_ja171211.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Alt_Rep_JPRep7_ICCPR_ja171211.pdf) (日弁連仮訳、2020年2月19日最終閲覧)

<sup>11</sup> 国連広報センターHP [https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil\\_political/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil_political/) (2020年2月19日最終閲覧)

<sup>12</sup> 国連広報センターHP [https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/economic\\_social/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/economic_social/) (2020年2月19日最終閲覧)

<sup>13</sup> 国連の「人権法」体系の構築については、国連広報センターHP <https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/> を参照(2020年2月19日最終閲覧)。

<sup>14</sup> 一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センターHP <https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/un-treaty.html> (2020年2月19日最終閲覧)

日本は、1987年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しています（3人目の委員が2019年～2022年の任期中です）<sup>15</sup>。個人通報制度を定めている選択議定書を批准して、国際人権の保障の実効性においても、「名誉ある地位」を占めたいものです。

（糠塚 康江 東北大学名誉教授）

#### 【参考文献】

- [1] 辻村みよ子「人権の観念」樋口陽一編『講座憲法学3：権利の保障【1】』（日本評論社、1994年）11-41頁。
- [2] 江島晶子「日本における『国際人権』の可能性—日本国憲法と『国際人権』の共生—」阪口正二郎編『岩波講座憲法5：グローバル化と憲法』（岩波書店、2007年）199-225頁。
- [3] 日本弁護士連合会『第6回政府報告書審査をふまえて：自由権規約委員会は日本政府にどのような改善を求めているのか』6頁。
- [4] [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/liberty\\_rep6\\_pam.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/liberty_rep6_pam.pdf)（2020年2月19日最終閲覧）

---

<sup>15</sup> 外務省HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_006128.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006128.html)（2020年2月19日最終閲覧）

#### (4) 「脆弱な個人」から出発する——人権主体の多元化と時間軸における変化

##### ① 個人の尊重と人権

日本国憲法の神髄は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める13条にあります。後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障するとともに、その「立法その他の国政の上」での尊重に関し、「公共の福祉に反しない限り」という留保をつけています。個人の尊重を規定する前段には、公共の福祉による留保が付されていません。この対比が、人権の核心を教えてくれています。

「生命」、「自由」を求めるのと同様に、「幸福」を求めるのは、人としての本性です。そしてここで保障されているのは「幸福追求に対する国民の権利」(以下、「幸福追求権」という。)であって、「幸福」ではないことに注意が必要です。「幸福の内容は、あくまでも国民各個人が決めるべき事柄であって、公権力がかかわり合いをもつことを許されるのは、そのような幸福を追求する諸条件・手段についてのみ」[1]です。各人が追求する「幸福」の内容が問われるのは、すべての個人が自律的な道徳的判断・行動主体として、尊重されるべき地位を平等に認められているからです。憲法学では、この地位から直接に正当化される権利が、「人権」であると理解されています[2]。特定の価値観・世界観を公権力を通じて強制することは、「個人の尊重」原理に反します。

とはいっても、それぞれの人はお互いが対等の地位にありますから、他の人を犠牲にしてまで、あるいは全体の利益を害してまで自分のやりたいことを実現することは、定義上許されません。どこまでなら可能か、線引きが必要です。価値観や世界観が異なる多様な人々が共同生活を営む以上、共通のルールを構築しなければなりません。日本をはじめとする立憲主義国家では、共通ルールの設営を民主主義の手続に委ねています。

##### ② 「人権主体」の限定 vs. 多元化？

日本の憲法学説は、上記のような日本国憲法の理解に立って、人権主体を「個人」に限定する傾向を強く持っています[3]。これに対して、1-(3)でみたように、国際人権の領域では、女性、子ども、障がい者、難民など、「人権主体」が多元化しています。こうした動向を受けて、憲法学説のなかにも積極的に応答しようとする立場があります[4]。

両者の理解は対立するというより、相互補完関係にあると捉えることができると思います。それぞれが目指している課題が異なるからです。人権主体を限定しようとする憲法学説は、「人権」という用語を使う場面を限定することで、人権の持つ「切り札」としての強みを裁判規範として活かそうとしています。しかし権利の救済は、裁判手続きだけに特化されません。人権主体を多元化する国際人権は、差別状況をあぶり出し、条約(さらにはその国内法化の手続き)を通じて、差別に苦しむ人々に焦点を当て、法的救済を及ぼそうという試みです[5]。加えて、多元化された主体の視点から「人権」の使い勝手を精査することで、「憲法上の権利」の解釈が見直されてきました。後述する「ジェンダー」の視点(1-2(1)(2)(3))は、その典型的な成果です。

また、立法は、共存のためのルールを設営するだけではありません。教育制度や福祉制度などを設営することで、国家は、個人の自律を助けています(福祉国家)。個々人による幸福追求のための公的条件の整備も国家の役割です(1-2(4)参照)。

### ③ 人権の対国家的性質

自由や平等の理念は、今日、社会生活の営みのなかに浸透しつつあります。人権の主張は私人に向けられることが多くみられます。法務省人権擁護機関の対処に基づく 2019 年の「人権侵犯事件」の分類<sup>16</sup>によれば、居住生活の安全関係、学校におけるいじめ、暴行・虐待など、私人間における人権侵害が圧倒的です。理論的には、憲法が保障する権利は、個人が国家に対して異議申し立てを行う道具でした。本来、私人間に適用することが想定されていませんでした。このため、最高裁判所は、民法の規定を媒介するという解釈を行って、憲法上の権利を私人間にも適用しています<sup>17</sup>。憲法学説は、憲法 13 条や 14 条(法の下の平等条項)といった条項を、裁判で私人間にも直接に適用する可能性を探るなど、活発に論争を展開しています[6]。もっとも、裁判的解決には限界があります。国際人権の国内的適用やそのための立法整備は、網羅的な私人間での権利保障の充実に資すると考えられます。

また、裁判を通じた救済には、時間もかかります。国連自由権規約委員会は、独立機関による人権救済手続の国内的整備を、長年、日本に要請しています。2002 年 3 月に、小泉内閣が人権擁護法案<sup>18</sup>を提出しました。同法案は、私人間での「人権擁護」に重点がおかれ、対国家的人権擁護の視点を欠き、人権擁護機関の独立性に疑惑があつて、廃案になりました[7]。民主主義の重要な担い手である報道機関が政府の規制に対して脆弱であることが指摘されている<sup>19</sup>点からしても、國家が人権の最大の侵害者であることを蔑ろにすることはできません。人権の本質論を踏まえて、人権救済手続きの整備を進めることができます。

### ④ 脆弱な「個人」の普遍性

人権の本質論を見失うべきではないとしても、人権主体としての「個人」という存在については、再考が必要です。

憲法上、個人は、自己にとっての「幸福」追求の道を自律的に選択し実践していく主体として想定されており、社会は構成員すべてにそのような生き方を承認し助成しなければなりません。他方で、法的に自律的な存在とみなされたとしても、具体的に人が置かれる状況は多様で、リスクが個人化され、それを引き受けなければならない生身の実存する個人は脆弱です[8]。たとえれば、日本は先進国を自認していましたが、東日本大震災に見舞われた 2011 年には、世界一の被援助国になった<sup>20</sup>ことと同様です。人はそもそも誰もが、子ども時代には保護を必要とし、年をとれば介助を必要としています。時間軸から見れば、ひとりひとりの個人が置かれる状況は千差万別に変化しています。支援を要するのは、「2030 アジェンダ」でカテゴリー化された「脆弱な人々」(パラグラフ 23)に限られません。

<sup>16</sup> 法務省「平成 30 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」

<http://www.moj.go.jp/content/001288006.pdf>(2020 年 2 月 20 日最終閲覧、以下同様)

<sup>17</sup> リーディングケースとして引用されるものとして、最大判昭和 48・12・12 民集 27 卷 11 号 1536 頁[三菱樹脂事件]。

<sup>18</sup> 関連資料一式が法務省 HP [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00151.html) で入手可能。

<sup>19</sup> デビッド・ケイ「表現の自由」国連特別報告者による報告書(2017 年 9 月外務省仮訳)を参照。外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000318480.pdf>

<sup>20</sup> 一般財団法人 国際開発センター『東日本大震災への海外からの支援実績のレビュー調査』(2013 年 3 月) <https://www.idcj.jp/pdf/idcj201201.pdf>

「だれ一人取り残さない」という理念は、こうした個々人の時間軸に沿った変化もすくいとるものではないでしょうか。この理念から、憲法における「人権主体」たる「個人」を読み解く必要があります。ひとりひとりが「自律した個人」として「自己決定」ができる存在であり続けるために、技術開発による手立ての整備と提供が、人権理念をベースにした未来社会に向けて必要となります。

(糠塚 康江 東北大学名誉教授)

#### 【参考文献】

- [1] 桶口陽一ほか『憲法 I : 前文・第 1 条～第 20 条(註解法律学全集1)』青林書院、1994 年、256-257 頁[佐藤幸治執筆]。
- [2] 長谷部恭男「個人の尊厳」同『憲法の論理』有斐閣、2017 年、53-70 頁。
- [3] この立場を強く打ち出す代表的な著作として、奥平康弘『憲法III』(有斐閣、1993 年)、桶口陽一『憲法[第 3 版]』創文社、2007 年、長谷部恭男『憲法[第 7 版]』新世社、2018 年。
- [4] 辻村みよ子『憲法[第 6 版]』日本評論社、2018 年。
- [5] 愛敬浩二「近代人権論と現代人権論—『人権の主体』という観点から」同編著『講座人権論の再定位2: 人権の主体』法律文化社、2010 年、3-21 頁。
- [6] 青井未帆「私人間効力—『人権』を尊重する社会をいかに築くか」南野森編著『憲法学の世界』日本評論社、2013 年、162-176 頁。
- [7] 川岸令和「人権擁護法案をめぐる諸問題」齋藤純一編著『講座人権論の再定位4: 人権の実現』法律文化社、2011 年、50-80 頁。
- [8] ウルリヒ・ベック(東廉・伊藤美登里訳)『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局、1998 年、鈴木宗徳編著『個人化するリスクと社会—ベック理論と現代日本』勁草書房、2015 年、エヴァ・フェダー・キティ(岡野八代・牟田和恵監訳)『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、2010 年、山元一「現代における人間の条件と人権論の課題」憲法問題 23 号(2012 年)、7-23 頁を参照。

## (5) ビジネス・企業と人権—社会的責任の分かれ合ひ方

### ① 企業行動とステークホルダー

公正・共生を実現し、多様性・包摂性のある社会へという理念は、利益を追求する企業経営やビジネス界においても取り組むべき重要な課題として認識されるようになります。

私企業の経営の大原則は、営利の追求が何よりも重要であると考えられてきました。企業が利益を捻出するための諸々の活動は、資本主義体制下では自由であり、正当な企業行動として理解されてきました。古典的な企業像に立てば、企業の発展は地域社会の発展と同義であり、市民生活の向上に直接的に寄与すると考えられてきました。

しかし、21世紀に入って以降、企業の量的な利益拡大は必ずしも一般市民の生活を質的に向上させるとは考えられなくなってきた。環境問題や地球温暖化など、社会の持続的発展それ自体が危うくなる事態を、企業が作り出しているという認識が一般に広がってきたためです。社会全体の利益からすれば、私企業の行動であってもある程度制御し、社会の持続的発展を維持する方向を考えざるを得なくなってきたのです[1]。

企業と何らかの利害関係を持つステークホルダー(利害関係者)は、従業員や株主、消費者・顧客、取引先、NPO や NGO、地域社会、政府・行政など多様な主体が含まれます[6]。これら企業を取り巻くステークホルダーが、営利原則の下で意思決定を行ってきた企業に対し、影響力を行使し始めたのです。利益を求める自由な意思決定を行えるはずの私企業であったとしても、これら各種のステークホルダーの利害を考慮に入れた行動をとらざるを得なくなってきたのです。こうして「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)が叫ばれる時代が到来しました。

### ② 企業の社会的責任

2005年7月に(公財)社会経済生産性本部が発表したCSRの具体的指標には、次の6つの領域と具体的内容が示されています。その主たるものを見ると、

- (1) 株主・債権者・投資家に対する責任: 収益性、安全性、成長性、株主への成果配分、ガバナンス、IR(Investor Relations)部門、株主説明会、株主総会
  - (2) 従業員に対する責任: 高齢者雇用、労働時間、有給休暇、育児休暇、介護休暇、メンタルヘルス、人材育成、業績評価、女性、障がい者、離職率、労使協議制、差別・ハラスメント
  - (3) 顧客に対する責任: 顧客満足、消費者啓発、顧客情報保護、外部認証
  - (4) 供給者に対する責任: 公正・互恵取引、透明性、コミュニケーション、報償
  - (5) 地域社会・NPO 等への責任: 地域関係、フィランソロピー<sup>21</sup>、国際行動規範、国際交流、海外活動ルール、倫理綱領
  - (6) 地球環境に対する責任: 有害化学物質、廃棄物、環境管理認証、環境情報開示、グリーン調達<sup>22</sup>、エコデザイン<sup>23</sup>、温室効果ガス、エネルギー効率
- 等々です[1][4]。

<sup>21</sup> 民間企業が行う、人々の幸福を増大させる公益目的のための社会貢献活動(ボランティア活動や寄附活動等)をフィランソロピーと呼ぶ。原義は「人類への愛」という意味である。

<sup>22</sup> 企業が工場等で製品を造る際に、できるだけ環境に負荷の小さな原材料や部品等を調達しようとする取組みのことを指す。

<sup>23</sup> 一般に、企業が環境への影響を配慮して消費者向けの製品・サービスを設計すること。より広く、原材料の調達や製造、物流、廃棄なども含んだ全体システムの設計も含み、エコデザインという語が使われる場合もある。

実に多種多様な領域で、企業の社会的責任の必要性が叫ばれていることが窺えます。従前のように、単に株主への責任のみが唯一最高のものであるとは考えられなくなってきたことをこのリストは示唆しているといえるでしょう。

実際、こうした社会的責任を果たそうとする企業は、社会から高い評価を獲得しつつあります。日本経済新聞社は、2015年11月に優良企業を評価する目的の総合企業ランキング NICES(ナイセス)を発表しています。この NICES は、会社の業績や成長性、働きやすさなどを総合的に考慮して上場企業を評価しようとするものです。会社の時価総額の増減を見る「投資家」得点、認知度などを見る「消費者・社会視点」得点、多様な人材勝代などを見る「従業員」得点、会社の成長性を見る「潜在力」得点の4項目で評価し、合計して優良企業の順位を決めようとするものです[6]。

ここで重要なポイントは、投資家の視点だけではなく、消費者や社会、従業員の視点なども加味されて総合評価ランキングが作成されていることです。「消費者・社会」の内訳には会社の認知度や好感度、雇用の拡大・維持、社会貢献や環境などが、また「従業員」の内訳には働く人々の人権に配慮した諸項目、例えばワーク・ライフ・バランスや育児・介護支援、女性の登用などの指標が含まれています。古典的企業のように、会社の利益や成長のみが企業の価値を決める尺度とはなっていないことが窺えるでしょう。

### ③ 企業の実践から

企業規模のあまり大きくない中小企業でも、こうした社会的責任を果たそうとする機運は高まっています。IT系ベンチャー企業のA社では、2000年の上場に際して、15人しかいなかった従業員を一気に50名ほどに増やしました。ところが、その多くは1~2年で自ら退社してしまう社員が多く、人事制度に問題があるのではないかと考え、人事戦略を見直すことになりました。

同社では、2006年に「ワーク・ライフ・バランス支援制度」を設定し、社員が仕事に忙殺されことなく、私生活とのバランスも勘案しながら、長期にわたり働いてもらうように福利厚生面を充実させました。例えば、休業制度として、妊娠判明時から子供の小学校就学時まで最長6年間の取得が可能になりました。育児休業を取得できる期間は、同業他社ではせいぜい3年の企業が多い中、A社の育児休業期間はその2倍で、とても充実した内容に改訂したのです。

また短時間勤務制度も、妊娠判明時から無期限、希望に応じて調整しながら両親ともに取得が可能で、給与換算は時給制にしました。妊娠がわかった直後から休業に入ってもいいし、また短時間勤務制度を利用するのでも構いません。複数のメニューを揃えることで、社員が自分に合った働き方を自主的に選べるようにしたのです。

加えて、2007年には、それまで成果主義一本だった賃金制度に、敢えて「年功重視型賃金制度」をも設定、社員はそのいずれかを選べるように人事制度を変更しました。当初はベースの高い能力給に見合う水準の人材しか採用していませんでしたが、新卒採用の経験を重ねるうち、「緩やかに成長したい」という若年者が多いことに気づき、こうした賃金制度に改訂したのです。休業制度や短時間勤務制度に加え、いずれの賃金制度を選ぶかは社員に任せるという極めてユニークな制度が導入された結果、A社の離職率は大幅に低減しました[2][3]。

このA社の事例は、中小規模の企業であっても経営者の考え方次第でワーク・ライフ・バランス向上施策を導入でき、優秀な人材確保につなげられることを示唆しています。ポイントは、働く社員の自主性を尊重し、社員自らが選択できる制度やメニューの幅が広がっていることです。この事例

は、ワーク・ライフ・バランスを重視した人事施策をとることがむしろ企業の経済面でも奏功することにつながり、働く人々の人権に配慮した企業として社会からも認知されることを示唆しています。

#### ④ 未来への展望

要するに、企業の利益やビジネスの拡大は、経済社会の富の拡大のために必要であるけれども、同時に、各種のステークホルダーをはじめ社会全体が企業行動を監視し、制御する観点を持続けることが不可欠であるということです。しかも、そうした社会的観点に配意した行動をとる企業こそが優良企業として一般社会から評価されるような時代が到来しつつあるのです。

(上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科・教授)

#### 【参考文献】

- [1] 上林憲雄・奥林康司・團泰雄・開本浩矢・森田雅也・竹林明『経験から学ぶ経営学入門(第2版)』有斐閣、2018年。
- [2] 上林憲雄・厨子直之・森田雅也『経験から学ぶ人的資源管理 [新版]』有斐閣、2018年。
- [3] 小室淑恵『新しい人事戦略 ワーク・ライフ・バランス(改訂版)』日本能率協会マネジメントセンター、2010年。
- [4] (公財)社会経済生産性本部「企業の社会的責任指標化に関する調査報告書」、2005年7月。
- [5] 谷本寛治『CSR—企業と社会を考える』NTT出版、2006年。
- [6] 日本経済新聞、2015年11月27日号。

## 1-2 公正な社会へ—差別や抑圧のない社会をめざして

### (1) 「らしさ」の縛りを問い合わせよう

#### ① 「女らしさ／男らしさ」の縛り

トイレのマークを思い浮かべてください。女性用は赤色でスカート姿、男性用は青色でズボン姿。これに疑問を抱いたことはありませんか。自分の身体的性別に違和感をもつトランスジェンダーの人たちは、どちらのトイレを使えばよいでしょうか。また、女児のランドセルや文具には赤色やピンクが多く、男児のランドセルや文具には黒や紺・青が多いですね。なぜでしょうか。

色や服装には、それぞれの社会で一定の意味が与えられています。現代社会でもっとも重要な意味付けの一つが、性別(男女)に関わる役割や「らしさ」への期待です。男女別に色が違う服を着せられ、女児には人形、男児にはプラモデルのおもちゃを与えて育つうちに、あるべき「女らしさ／男らしさ」がわたしたちの内面に刷り込まれていきます。「女の子はかわいらしく、男の子は強く」「男なら泣いてはダメ」「女ならいつも笑顔で」など、思い当たることはいくらでもあるはずです。

このような期待は、男性に対しては「きちんと就職して妻子を養うべき」、女性に対しては「結婚して子どもを産むのがあたりまえ」という縛りに入れ替わり、人生の選択肢を狭めてしまいます。そのような縛りは人の命にすら関わります。たとえば、2018年年の脳・心臓疾患に係る労災請求件数は877件(うち女性118件)あり、うち死亡件数は254件(うち女性18件)でした<sup>24</sup>。男性のほうが過労死へ追いやられる傾向が強いことがわかります。その背景には、家族のために失職を恐れたり、周囲から昇進を期待されたりなど、「男らしさ」への社会的圧力があると考えられます。

戦後75年を経て、日本でも変化は顕著です。1979年には「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割を肯定する割合は、女性70%、男性75%でした。2018年の世代別調査では割合が逆転し、50歳代以下では性別役割を否定する割合が男女とも75~80%に達します<sup>25</sup>。専業主婦がいる世帯と共に働き世帯の割合も2対1から1対2へと逆転しました<sup>26</sup>。「らしさ」の縛りを超える個人の選択が最大限尊重される未来は遠くありません。しかし、個人の努力には限界があります。できるだけ早く明るい未来を引き寄せるために、立法や政策による支援を通じて社会変化を加速する必要があります[1]。

#### ② ジェンダー研究の射程の広がり

「ジェンダー」は、性別役割や「らしさ」など、社会のなかでつくられる性別のことです。啓蒙後期(18世紀後半)のヨーロッパで、「男=公(政治・経済)／女=私(家庭)」という性別役割規範が登

<sup>24</sup> 厚生労働省「令和元年版過労死等防止対策白書」31頁。  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/19/dl/19-1.pdf>(2020年3月24日最終閲覧)

<sup>25</sup> 内閣府「男女共同参画白書令和元年版」I-3-5図とI-3-6図。  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1\\_s03\\_01.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s03_01.html)(2020年3月24日最終閲覧)

<sup>26</sup> 1980年には、専業主婦がいる世帯は1114万世帯、共働き世帯は606万世帯であったが、2018年には前者は614万世帯、後者は1219万世帯となった。内閣府「男女共同参画白書令和元年版」I-3-4図。  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1\\_s03\\_01.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s03_01.html)(2020年3月24日最終閲覧)

場しました。このような性別役割規範が女性の尊厳や自由を抑圧していると指摘したのが、1970～80年代の「フェミニズムの第2の波<sup>27</sup>」から生まれた「ジェンダー研究」です。

ジェンダー研究は、19世紀以来の近代学問(近代的な「知」の体系)に対して果敢な挑戦を試みました。近代的な「人権」が「男権」にすぎないことを喝破し、学問の「女性不在」や大学の「女性寡少」を批判したのです。また、「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」などの概念を生み出して、被害者救済の道を拓きました。1990年代には、植民地主義研究やクイア研究<sup>28</sup>の影響を受けながら、白人中流女性を主な担い手とする「フェミニズムの第2の波」の限界が批判されるようになりました。これを「フェミニズムの第3の波」と呼びます。「性」は男女に二分されるのではなくグラデーションをなすこと、「女」も「男」もそれぞれ一様ではないこと、人種や階層などのジェンダー以外の要因との関係を問うべきことが認識されるようになったのです。「男性性」や「セクシュアリティ」、アジア・アフリカの女性たちの多様なニーズへの関心も高まりました。

ジェンダー研究は学際性と実践性を大きな特徴とし、「ジェンダー平等」の達成を目指しています。21世紀のジェンダー研究で注目されている概念が、「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」、「交差性(インターセクショナリティ)」、「性差に配慮した技術革新(ジェンダード・イノベーション)」です。「無意識の偏見」とは、世間の常識や本人自身に擦り込まれている価値観や思い込みをさしますが、これを意識化することによって個人の能力開発が進むことが明らかになっています。「交差性」とは、性(セックス)やジェンダーがさまざまな要因(人種、性的指向、性自認、国籍、年齢、障がいなど)と交差しつつ人びとの経験や社会的差別を形作るという認識の理論的枠組みです。「性差に配慮した技術革新」とは、科学技術や技術革新(イノベーション)にもジェンダーが深く関わるという指摘です。たとえば、男性観察者がオスのマウスを使って得た実験結果が性差を無視して一般化されること、骨粗しょう症を開経後の女性の病気とみなして男性の骨粗しょう症患者が見過ごされること、シートベルトなどの安全具が男性仕様になっているため女性にはかえって危険であることなど、科学に潜むジェンダー・バイアス(ジェンダーに基づく偏見や差別)に着目する重要性が指摘されています<sup>29</sup>。

### ③ 女性差別撤廃条約からSDGsまで——目標としてのジェンダー平等

個人の日常生活から社会全体のイノベーションまでを覆う「あたりまえ」の中には、さまざまなジェンダー・バイアスが組み込まれています。これを発見するのが「ジェンダー視点」です。世界ではじめてジェンダー視点を盛り込み、ジェンダー平等の推進を目指した国際条約が女性差別撤廃条約(1979年)でした。1985年、日本は男女雇用機会均等法を制定し、ようやく女性差別撤廃条約を批准しました。2019年8月現在、この条約を批准している国は世界189ヶ国にのぼります<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> 19世紀後半から20世紀初頭の欧米では、女性参政権や女性が高等教育を受ける権利を求める動きが展開した。これを「フェミニズムの第1の波」とよぶ。

<sup>28</sup> 「非異性愛の可視化によって、異性愛主義の社会的・文化的偏向を問題化する理論」をさす。井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、2002年、100頁。

<sup>29</sup> ロンダ・シーピンガー講演(2018年6月16日)

<https://ch-gender.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/6dabc86c5422b6b3de3d0c33b545a616.pdf>(2020年3月24日最終閲覧)

<sup>30</sup> 外務省「人権外交」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b\\_001\\_1.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001_1.html)(2020年3月24日最終閲覧)

2030 年、女性差別撤廃条約成立から半世紀を迎えます。これを見据えて、目下、国連では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>31</sup>が重視されています。これをよく表すのが、2010 年国連総会で「国連女性機関(UN Women[ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関])」が設立されたことでしょう。

国連女性機関は、「2030 アジェンダ」策定にも積極的に関わりました。その努力の結果、ジェンダー平等は SDGs の全目標を貫く課題とされています。「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要な貢献をするものである」(「2030 アジェンダ」)。国連女性機関が SDGs 実現のための優先的課題として掲げているのは次の 5 つです。①女性のリーダーシップの向上と参画の増加、②女性に対する暴力の撤廃、③平和と安全保障のあらゆる局面における女性の関与、④女性の経済的エンパワーメントの推進、⑤国家の開発計画と予算におけるジェンダー平等の反映、です<sup>32</sup>。たとえば、④に関して、国連女性機関は国連グローバル・コンパクト<sup>33</sup>と協力して、「女性のエンパワーメント原則<sup>34</sup>」を提唱しました(2010 年)。これは、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むための国際的な行動原則です。

#### ④ 法・政策にジェンダー視点を—ジェンダー主流化

法・政策の立案・決定・評価に必ずジェンダー視点を入れることを「ジェンダー主流化」と言います。ジェンダー主流化は、1995 年に国連が開催した第 4 回世界女性会議(北京会議)で提唱されました。北京会議の成果文書である「北京行動綱領」(1995 年)は、今日もっとも包括的なジェンダー平等のアジェンダ(予定表)とされます。そこでは意思決定過程への女性参画の意義についてこう述べられています。「政治生活への女性の平等な参加は、女性の地位向上の過程全般において中枢的な役割を果たす。意思決定への女性の平等な参加は、単に正義又は民主主義の要請というにとどまらず、女性の关心事項が考慮されるための必要条件とも見なされ得る。あらゆるレベルの意思決定への女性の積極的な参加及び女性の視点の組入れがなければ、平等、開発及び平和という目標は達成できない<sup>35</sup>」(北京行動綱領、第 IV 章戦略目標及び行動)。

一般に、構成人数の 30%を少数派が占めると意思決定に影響力を持つようになるとされます。このような「30%目標」は、国際社会では、国連経済社会理事会がナイロビ将来戦略(第 3 回世界女性会議成果文書 1985 年)を評価したさいの勧告で明記されました(1990 年)。それは、「意思決定レベルの地位における女性比率を 1995 年までに 30%にする」という目標でしたが、「ほとんど進展

<sup>31</sup> 「女性をたんに社会・経済転換の“犠牲者”や“受益者”と見るのではなく、変化を引き出す力(パワー)を持つ存在と見て、その能力を備える(エンパワー)過程」をさす。井上他編『岩波女性学事典』(前掲注 28)47 頁。

<sup>32</sup> UN Women 日本事務所 <https://japan.unwomen.org/ja/about-us/about-un-women>(2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

<sup>33</sup> 国連グローバル・コンパクトからは「ビジネスと人権に関する国連フレームワーク」(2005 年)が生まれ、「企業の社会的責任」(本章 I-1-(5)参照)等に取り入れられた(2010 年)。同フレームワークは、「ビジネスと人権に関する指導原則」としてまとめられた(2011 年)。

<sup>34</sup> ①トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進、②機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃、③健康、安全、暴力の撤廃、④教育と研修、⑤事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動、⑥地域におけるリーダーシップと参画、⑦透明性、成果の測定、報告という 7 原則からなる。

<sup>35</sup> 総理府仮訳、出典:内閣府男女共同参画局

[http://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/chapter4-G.html](http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-G.html)(2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

がなかった」(北京行動綱領 182 パラグラフ)ことへの反省を込めて、ジェンダー主流化が唱えられたのです。

こうした国際社会の動きに呼応して、日本でも 1999 年に男女共同参画社会基本法が成立しました。同法は、「男女共同参画社会(政府の公式英訳では「ジェンダー平等社会[Gender Equal Society]」)」の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」(前文)と謳っています。2003 年に内閣府男女共同参画推進本部は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的位置に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標」(いわゆる「202030」目標)を決定しました。「202030」目標は、第3次(2010 年)、第4次(2015 年)の男女共同参画基本計画にも盛り込まれましたが、目標はほとんど達成されていません。現在の日本では、政治・経済・学術のすべての面にわたって、最高レベルの意思決定過程に女性がほとんど参画していないのです。

##### ⑤ 女性のエンパワーメント

21 世紀社会では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは日本だけの課題ではありません。多くの国がジェンダー平等の政策目標を定めて取り組んでいます。十分な取り組みをしないままだと、国どうしの格差は広がるばかりです。残念ながら、この 20 年間の日本ではジェンダー平等が停滞し、欧米・アジア・アフリカ諸国との格差が広がっています<sup>[2]</sup>。

この格差を示す指標としてよく知られ、内閣府「男女共同参画白書」で毎年取り上げられるのが、「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」です。同指数には限界も多く、万能とは言えません。しかし、このような指標が 2006 年以降、十数年にわたって世界の政治・経済のトップが集う組織(世界経済フォーラム)から毎年公表されているということは、ジェンダー平等達成度が国家や企業の国際的信頼度の重要な目安になっていることを意味します。

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数での日本の順位は、決して思わしくありません。この 10 年間、総合順位が 100 位を上回ったことがないのです。グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート 2020(2019 年)によれば、日本の総合順位は 153 カ国中 121 位(スコアは 0.652=1 に近づくほど評価が高くなる)、政治分野 141 位(同 0.049)、経済分野 115 位(同 0.598)と過去最下位に沈みました<sup>[3]</sup>。<sup>[3]</sup>日本はとくに政治分野のスコアが極端に低い現状です。

政治面ですが、衆議院議員の女性比率は 10.1%で、193 カ国中 163 位です。世界平均 24.5% の半分以下にすぎません<sup>[37]</sup>。21 世紀の 20 年間で G7 各国とも順調に女性議員比率が上昇していますが、日本のみ 10% 前後を低迷しています。

経済面ですが、日本でも就業者に占める女性比率は 43.5%と他の国に劣りません。しかし、取締役会に占める女性比率は、G7 ではフランスが 37%とトップで、平均では約 23%、日本はわずか 3.4% (2018 年には 4.1%) にとどまります<sup>[38]</sup>。2008 年の世界同時不況(リーマン・ショック)以降、役員に女性がいる企業のほうが危機からの回復が早く、業績も良好であることが国際社会で共有され

<sup>36</sup> この指標は、総合のほか、政治、経済、教育、健康の 4 分野で評価される。0が完全不平等、1が完全平等を示す。

<sup>37</sup> Inter-Parliamentary Union. <https://data.ipu.org/women-ranking?month=12&year=2019> (2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

<sup>38</sup> ILO, A quantum leap for gender equality: For a better future of work for all, 2019, p.43.

るようになりました。このデータは経済産業省や内閣府男女共同参画局でもしばしば紹介され、企業トップの意識改革が促されています<sup>39</sup>。

学術面でも、全体として見れば、政治や経済と事態はさほど変わりません。日本学術会議は2017年に30%目標を達成しました<sup>40</sup>。しかし、教授職の女性比率は16.7%、研究者に占める女性比率も16.2%であるのに対し、EU諸国の中には30%を超えており(2019年男女共同参画白書)。2019年の医学系入試の女性一律減点で明らかになったように、医学系の女子合格率は30~35%が「ガラスの天井」となっています。ヨーロッパでは医師や法律家などの専門職は女性が過半数を超えております<sup>41</sup>。

30%という目標は最終ではなく、スタートラインなのです。スタートラインをそろえることは、女性の研究力が十分發揮され、正に評価されるために必須です。公正待遇は、世代間不平等や人種・経済格差・性の特徴などに基づく差別に悩んでいるすべての研究者に利益をもたらすでしょう。結果的に、研究全体の質が上がることにつながります。

#### ⑥ スタートラインをそろえる—ポジティブ・アクション

「公正な社会」は、ジェンダー平等だけで実現するものではありません。しかし、ジェンダー平等抜きで実現することもありません。男女を問わず、性比が著しく不均衡な構造が少数側の性に不合理な不利益や抑圧をもたらす場合には、その不利益・抑圧を取り除き、男女が同じスタートラインに立ち、チャンスを平等に活かせるように何らかの施策が必要です。これが「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」です。したがって、ポジティブ・アクションは場面を問わずに男女の比率をそろえることを目指すものではなく、あくまで少数集団への機会保障によって「公正」をはかるとする一時的な措置です。その意味で、日本でポジティブ・アクションがもっとも有効かつ喫緊なのは、政治・経済・学術の意思決定の場における女性比率の向上です(議員・企業役員・大学執行部等)。

日本政府は、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)に対してこれまで8回報告書を出して審査を受けています。CEDAWから出された総括所見(勧告)では、民法改正・刑法改正・包括的な性差別禁止法の制定やポジティブ・アクションの導入、賃金差別の是正など、多くの課題を指摘され続けています<sup>42</sup>。最近、日本でもポジティブ・アクションの法制化が進みはじめました。女性活躍推進法(2015年)と候補者男女均等法(2018年)です。しかし、これらの法は強制力が弱く、実効性は十分とは言えません。

組織の如何を問わず、女性の数が「自然」に増えることはありません。グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2020(2019年)によれば、世界のジェンダー・ギャップの解消まで99.5年かかるとされています[3]。EU諸国に倣って期限付きの取締役クオータ制(役職の一定割合を女性に割り当てる制度)を導入するとか(2011年取締役クオータ法によりフランスでは急速に女性役員比率が向

<sup>39</sup> 内閣府男女共同参画局「女性リーダー育成のためのモデルプログラムの効果の調査研究」2019年3月。

<sup>40</sup> 日本学術会議は、現在の第24期(2017~2020年)に女性会員69名(32.9%)と「202030」目標を達成した。女性連携会員は542名(28.8%)である。

<sup>41</sup> 医師については、『男女共同参画白書』平成30年版。

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-58.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-58.html)(2020年3月24日最終閲覧)

<sup>42</sup> 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>(2020年3月24日最終閲覧)

上<sup>43)</sup>、国会議員候補者について諸政党のいっそうの努力を求めるなど、具体的な解決策は比較研究によって提案されています[4]。グローバル化によって国家を超えた人びとの移動が日常化している21世紀社会では、政治・経済・学術におけるジェンダー主流化は、日本が果たすべき国際的責務です。2030年、2050年に向け、真に「公正な社会」を実現するには、ジェンダーに関わりなく、すべてのひとが対等に政治や経済の意思決定に参画し、職場や家庭内での暴力がない安心安全な社会に変えることが必要でしょう。

(三成 美保 奈良女子大学副学長・教授(研究院生活環境科学系))

#### 【参考文献】

- [1] 三成美保・笛沼朋子・立石直子・谷田川知恵『ジェンダー法学入門(第3版)』法律文化社、2019年
- [2] ジェンダー法学会監修『講座、ジェンダーと法』全4巻、日本加除出版、2014年
- [3] World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2020, 2019  
([http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2020.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf)) (2020年3月24日最終閲覧)
- [4] 辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、2020年

<sup>43</sup> 取締役の男女比率をそれぞれ40%以上とする2011年法により、12.0%(2010年)から37.0%(2016年)に急増した。ILO, *A quantum leap for gender equality: For a better future of work for all*, 2019, p.43.

## (2) だれもが安心して暮らせる社会へ——身近な暴力をなくそう

### ① 暴力は身近なところで起こる

女性や子どもに対する暴力は身近なところで起こります。ほとんどが家庭や職場・学校等(塾やクラブを含む)など「親しい／顔見知りの」人間関係のなかで起こります。「夜道を歩いていた女性が見知らぬ男にレイプされる」というのは、典型的な「強姦神話」です。統計や聞き取りなどの調査研究から確認される実態は、それとはまったく異なります[1]。また、多くの被害者が被害を届け出でおらず、加害者は自らの罪に気づくことすらありません<sup>44</sup>。女性や子どもの安心・安全をはかるために必要なのは、家庭・職場・学校等における安全確保であり、躊躇なく被害を届け出る仕組みの整備です。暴力防止策を国際水準に合わせることはまさに人命に関わる緊急課題であり、一刻も早い法整備が求められます。

女性や子どもに対する体罰や強制・無視を伴う「しつけ」が、国際社会で明確に「暴力」として定義されたのは 1990 年頃のことでした。「子どもの権利条約」(1989 年国連総会採択:1994 年日本批准)は、締約国に虐待、搾取等からの子どもの保護を求めました(第 19 条)。「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993 年国連総会採択)は、「女性に対する暴力」を広範に定義し(第 1 条)、夫婦間レイプ、セクシュアル・ハラスメント、強制売春などを例にあげています(第 2 条)。

日本でも男女共同参画社会基本法の成立とともに、「法は家庭に入らず(家庭内の紛争解決は家父長に委ねる)」という近代法の原則が見直され(1999 年)、児童虐待防止法(2000 年)、DV 防止法(2001 年)などが相次いで成立しました。しかし、暴力被害件数と摘発件数には大きな差があります<sup>45</sup>。いまなお、家庭内における暴力の多くが「しつけ」や「愛情」の名のもとに裁かれないままとなっています[2]。

### ② 国際社会では？

あらゆる暴力の廃絶は、21 世紀国際社会の重要な課題です。1990 年の冷戦終結後に内戦が相次ぎ、被害は女性・子ども・高齢者といった社会的弱者に集中しました。これらの内戦時にジェノサイト(民族抹殺)の手段とされたのが集団レイプや強制出産です。国際紛争・内戦を解決するための常設機関として 1998 年に設置された国際刑事裁判所の規程(ICC 規程:2007 年日本批准)は、組織的な強姦・強制売春・強制妊娠などをはじめて「人道に対する罪」と定義しました(第 7 条)。また、グローバル化にともなって世界規模で展開するようになった人身取引を防止するために人身取引防止議定書が採択されました(2000 年採択:2018 年日本批准)。人身取引の主な目的は、強制売春、強制労働、臓器摘出とされます。これらの強制売春や強制労働は「現代奴隸制」と呼ばれます。ILO 報告書(2017 年)によると、現代奴隸制の全世界の被害者数はおよそ 4 千万人、そのうち 71%が女性・少女であり、強制結婚・強制売春に従事させられています。

---

<sup>44</sup> 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 29 年)によれば、これまでに無理やりに性交等された経験につき、1 回以上の被害経験がある女性は 7.8%、男性は 1.5% であった。また、被害経験がある者のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」者は、女性は 58.9%、男性は 39.1% となっている。内閣府「男女共同参画白書令和元年版」。

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1\\_s06\\_02.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s06_02.html) (2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

<sup>45</sup> 男女共同参画白書の表を参照。

日本でも、1990年代以降、東南アジアや中南米から人身取引でだまされ、多額の借金を負わされて日本に移送された女性が売春を強要される事件が多発しました。ようやく2005年に人身売買罪が刑法に新設されました。人身売買罪成立後も人身取引がなくなったわけではありませんが、日本はもはや人身取引の要警戒国ではなくなりました(2018年アメリカ国務省人身取引報告書)。

一方、国内の買売春を規制する売春防止法(1956年)は、制定された時代の制約を免れていません。この法律は、買売春を禁止するものの、処罰するのは売春斡旋行為だけです。売春者として想定されているのは女性に限られ、売春女性の保護更生をはかることを目的にしています。買春男性は処罰されないため、売春営業が後を絶ちません。また、売春は風俗違反とみなされ、ヨーロッパ諸国のように売春者を労働者(セックスワーカー)として保護する制度もありません。このように、明確に「性の二重基準」(性規範が男性には甘く、女性には厳しい)をはらむ法を21世紀社会に存続させるべきではないでしょう[3]。

### ③ 110年ぶりの刑法性犯罪規定の改正——国際人権基準に則したさらなる改正を

2017年、刑法の性犯罪規定が改正されました。刑法は1907年に制定されましたから、110年ぶりの大改正です。その結果、「強姦罪」は「強制性交等罪」に変更され、被害者の性別も問われなくなりました。旧法では被害者は女性のみとされていましたので、男性・男児への性暴力は刑が軽い強制わいせつ罪にしか問えなかったのです。また、子どもへの性的虐待が犯罪とされました(監護者性交等罪等の新設)。

しかし、まだ多くの課題が残されています。何よりも重要なのは、国際人権基準に従って「同意の有無」を犯罪成立の中核に据えることです<sup>46</sup>。日本では、「同意の有無」ではなく、「暴行又は脅迫の有無」が犯罪成立の要件とされています。酒や薬剤を飲まされて意識を失った状態では「暴行又は脅迫」がなかったこととされ、無罪判決が出やすくなるのです。このため、刑法改正後の2019年にも無罪判決が相次ぎました。SNS上で被害者(おもに女性)の「落ち度」を責めるケース(セカンド・レイプ)も後を絶ちません。ほかにも、性交同意年齢(13歳)の引き上げ(欧米の多くは15歳以上)、子どもに対する性犯罪については時効をなくし、被害者が大人になってから加害者を告発できるようにする手続の保障、夫婦間レイプの犯罪化などが改正課題です。性犯罪は「NO」と言えない人間関係を利用して行われる悪質な人権侵害です。こうした実態に即した被害者保護が必須です[4]。

### ④ DVは犯罪

DV(配偶者間暴力)は、夫婦げんかではありません。DVは、力関係が固定しているなかで強者が一方的に弱者をいじめる人権侵害であり、国際人権基準では「犯罪」です。

日本では、夫婦間で暴力を受けた経験は女性では3~4人に1人、男性でも8人に1人に上ります。この数値は毎年ほとんど変わりません<sup>47</sup>。DVは、ごくありふれた暴力なのです。しかし、その日常性ゆえに、しばしば被害者も加害者もDVだと自覚しません。暴力が激しくなった場合でも、被害

<sup>46</sup> 日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会、社会学委員会ジェンダー政策分科会、同ジェンダー研究分科会「(提言)『同意の有無』を中核に置く刑法改正に向けて一性暴力に対する国際人権基準の反映—」2020年9月予定。

<sup>47</sup> 各年版の内閣府『男女共同参画白書』に掲載されている表を参照。

者が暴力のサイクルから逃げ出すことはきわめて困難です(DV サイクル論<sup>48</sup>)。被害者は、自分が悪いと自分を責める傾向が強いからです。

DV 根絶のために必要なのは、被害者が早期に DV 被害に気づくよう支援し、加害行為を適正に処罰した上で加害者の更生をはかることです。現行の DV 防止法は、被害者保護を定め、相談に応じ、被害者を加害者から一定期間引き離して逃げるための時間を保障しますが(保護命令)、加害者の処罰も更生も定めていません。アメリカやカナダには DV 法廷があり、有罪の場合には罰金刑のかわりに DV 講習を受け、反省を促されます。有罪判決を受けた加害者の半数が DV を繰り返さなくなると指摘されています[5]。このような比較研究の知見を市民社会が共有し、法・政策に積極的に活かすことが望れます。

#### ⑤ 2019 年ハラスメント禁止条約の成立——日本はどうする？

ハラスメントには多様なタイプがあります<sup>49</sup>。日本では、ハラスメント規定は労働法に含まれ、刑法には属しません。男女雇用機会均等法及び厚労省ガイドライン等では、雇用主のハラスメント防止義務が定められるだけであり、ハラスメント禁止規定そのものではなく、ハラスメント加害者の処罰規定も存在しません。ハラスメント行為のうち、性犯罪は刑法で裁かれ、損害賠償を求めて民事訴訟を提起できますが、顔見知りの間の性的関係には暴行脅迫要件が適用されにくく無罪判決が出やすいのが現状です。また、損害賠償額は総じて低額です。職場のハラスメントは、就業規則に従って懲戒処分の対象とされますが、訴訟になるのを警戒して処分は軽くなりがちです[6]。

2019 年、パワーハラスメント防止法が成立しましたが、ここにも処罰規定はありません。同年、ILO 総会では、ハラスメント禁止条約が成立しました。同条約はハラスメントをかなり広範に定義しており、条約批准には、処罰規定を含むハラスメント禁止法の制定が義務づけられています。ハラスメントが人権侵害であるとの国際理解を共有し、ハラスメント禁止条約の批准とハラスメント禁止法の制定が急務です<sup>50</sup>。

#### ⑥ 心理的虐待が増えている——児童虐待

児童虐待防止法は、身体的暴力、性的暴力、ネグレクト、心理的(精神的)暴力からの「児童」(18 歳未満)の保護を掲げています(第2条)。児童虐待相談件数は増えていますが、これは虐待が増えているのではなく、虐待が可視化され、虐待に対する認識が高まっている兆候です。相談事業から浮かび上るのは、実母による虐待がもっとも多いということです<sup>51</sup>。最近は、心理的虐待の件数が急増しています。子どもは、暴力にさらされても、それを暴力と気づかなかつたり、抵抗するすべを知らなかつたりします。また、必死で親をかばうケースも少なくありません。虐待防止と早期解決には、親子を地域社会から孤立させないこと、児童相談所職員の専門職化を進めることに加え

<sup>48</sup> 「DV サイクル論」とは、加害者と被害者の間で「ハネムーン期→緊張蓄積期→暴力爆発期」が繰り返されることをいう。

<sup>49</sup> セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなどである。学校・大学等については、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、スクール・ハラスメントという語も使われる。

<sup>50</sup> 日本国学術会議法学委員会ジェンダー法分科会「(記録)ハラスメント防止に向けて」2020 年 9 月予定。

<sup>51</sup> 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>(2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

て、親子関係の特徴によって差別的な取り扱いをしないことや女性に「母性」を強要しないことが肝要です[7]。

#### ⑦ ジェンダー教育と性教育の拡充を

暴力撤廃には、学校・大学でのジェンダー視点に基づいた性教育が不可欠です。しかし、新しい学習指導要領ではジェンダー教育も性教育も重視されていません。子どもの性被害は女児に限りません。男児もしばしば被害にあっています。男児の性被害は女児以上に表面化しにくいとされます。親や教師・指導者が加害者である場合、子どもが被害を自覚しないこともしばしばです。北欧のように、性暴力から身を守るために具体的な方法を小学校から教育することは子ども自身のために必要です[8]。

日本における暴力廃絶の取り組みの不備と課題については、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)から何度も勧告を受けてきました<sup>52</sup>。とりわけ重要な勧告は、「包括的な性差別禁止法を制定せよ」という要請です。しかし、これについては、国会でもほとんど議論されていません。CEDAWなど国連人権諸機関から指摘された個別の事項についても、いくつかは改善されましたが、根本的な解決には至っていません。今後の喫緊の課題です。

(三成 美保 奈良女子大学副学長・教授(研究院生活環境科学系))

#### 【参考文献】

- [1] 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』信山社、2015年
- [2] 三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵『ジェンダー法学入門(第3版)』法律文化社、2019年、196-211頁
- [3] 「特集I:性売買と人権・平等」「ジェンダーと法」16号、2019年、6-69頁
- [4] 「特集II:性犯罪の実情と刑事法の問題」「ジェンダーと法」13号、2016年、67-145頁
- [5] 山口佐和子『アメリカ発DV再発防止・予防プログラム—施策につなげる最新事情調査レポート』ミネルヴァ書房、2010年
- [6] 「特集I:男女雇用機会均等法施行30年——均等法を問う」「ジェンダーと法」14号、2017年、6-74頁
- [7] 川崎二三彦『虐待死——なぜ起きるのか、どう防ぐか』岩波新書、2019年
- [8] 橋本紀子、池谷壽夫、田代美江子『教科書にみる世界の性教育』かもがわ出版、2018年

<sup>52</sup> CEDAW勧告については、内閣府男女共同参画局の資料を参照。

### (3) 性的指向や性自認にもとづく差別の解消

#### ① 身近にいる LGBT の人びと

「性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、『うちの学校にはいない』と言われ、何も言い返すことができなかった」。「学校や教科書で多様な性に関して適切な情報を得られず、相談できる場所もなかった。インターネット上で情報を探しても不正確なものばかりで、『誰かにバレたら生きていけない』、『大人になれない』と思った<sup>53</sup>」。

これは、LGBT<sup>54</sup>(いわゆる「性的マイノリティ」)の人びとが感じる「困りごと」のごく一例です[1]。学校が差別の温床となり、教員ですら加害者になっている実態が浮かび上がります。LGBT の人びとの割合を示す公的な全国調査はありません。LGBTAQ(A=アセクシュアル[無性愛])は3.3%、Q(Q=Questioning[性別が決まらない人・性別を決めない人])を含めて8.2%(2019年大阪市調査)という数値が現時点ではもっとも信頼度が高いと思われます<sup>55</sup>。しかし、身近に一定数のLGBTAQ が存在すること、これらの人びとのなかには、生活・教育・雇用などで直面する社会的障壁のゆえに、困難を抱える人が少なくないことを十分に理解しておかねばなりません。

近年、「性的指向(Sexual Orientation=性愛の対象がどの性に向くか)」と「性自認(Gender Identity=どの性に属するか)」の総称として「SOGI(ソジ)」という言い方が使われるようになりました。セクシュアリティの問題はあらゆる人に関わるという考え方を反映しています。未来に向け、性的指向・性自認(SOGI)に基づく差別の解消を進める必要があります[2]。

#### ② 國際社会と日本の課題

21世紀の国際社会では、LGBT の権利保障をめぐって対応が二極化しています。国連では、LGBT の包括的権利保障を目指す動きが活発になっています。現在もっとも包括的な LGBT 権利保障原則とされる「ヨウジヤカルタ原則」(2006年)を2007年に国連人権理事会が承認したのを皮切りに、2011年には第19回国連人権理事会で LGBT 権利保障に関する初の決議が採択されました。その後、国連人権諸機関で、LGBT の権利保障をめぐる共同声明や取り組みが進められています。同性間の婚姻(同性婚)も、2001年のオランダを最初に次々と認められています。しかし一方で、世界には、同性間性交を死刑相当の犯罪と定める国がいくつも存在します[3]。

日本政府は、国連人権理事会決議や人権諸機関の取り組みに積極的に賛同してきました。国内でも、2015年以降、与野党で LGBT 理解増進法/SOGI 差別解消法の検討・法案提出の動きが始まっています。東京オリンピック憲章には、性的指向に基づく差別の禁止が明記されています。同性パートナーシップ制度の導入など、自治体の取り組みも活発になっています。しかし、SOGI 差

<sup>53</sup> LGBT 法連合会「困難リスト」第3版、2019年。

<sup>54</sup> LGBT という呼称の是非については、さまざまな議論がある。そもそも「LGB」という性的指向と「T」という性自認はまったく異なる性の特徴であり、一緒にすべきではないという意見も強い。LGBT という語が日本のマスコミで広まるのは、2012年夏に二つの著名な経済誌が LGBT を特集して後のことであった。LGBTへの注目は、「購買意欲が高い LGBT の市場は数兆円規模」という経済的関心が先行した結果、人権問題としての関心が後付けになったことは、さまざまな問題をはらむことになった。

<sup>55</sup> 「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」(2019年1月～2月実施)<https://osaka-chosa.jp/>(2020年8月10日最終閲覧)。ただし、この「Q」の選択には多様な意図があると思われるため、8.2%を性的マイノリティの比率としてとらえるのは困難である。なお、民間のインターネット調査によれば、LGBTQ の比率は8～9%とされる。たとえば、8.9%(電通2018年)、8%(連合2017年)など。しかし、これらはWEB調査結果であり、人口比率を示すものとは言いがたい。

別の解消に向けた日本の取り組みは、いまなお十分とは言えません[4]。このことは、国連人権諸委員会から再三にわたって勧告を受けています<sup>56</sup>。とくに急がれる課題が二つです。①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、「特例法」という。)の改正あるいは廃止(新法制定)、②包括的な SOGI 差別解消法の制定です<sup>57</sup>。これらはいずれも国連人権諸機関の動向に即したものであり、日本政府に対する国連諸委員会の勧告を果たすことを意味します[5]。

### ③ トランスジェンダーの権利保障

特例法は、現在、日本で唯一の LGBT 法です。生まれてすぐに「割り当てられた性」(一般に「身体的性別」と一致)に対して違和感をもつトランス女性やトランス男性が法に定める5要件のすべてを満たした場合には、法的性別(戸籍)の変更を認めるというものです。しかし、この法律には重大な問題が2つあります。

第1に、「性同一性障害」という用語はもはや国際社会では使われていません。性別違和感は「障害」ではないからです。今では「性別不合」が用いられます。

第2に、性別変更要件が厳しすぎます。法的性別変更に不妊手術や性別適合手術(外性器の外科的変更)を強制することは、WHO など国連 12 機関の共同声明によって「人権侵害」と明言されています<sup>58</sup>(2014 年)。実際、手術による身体変更を望む者は、日本でも欧米でもトランスジェンダーの2~3割にすぎません。調査では、小学校入学前に性別違和感を自覚する子どもが多いとされます[6]。たとえばドイツでは、医師の診断書があれば、15 歳以降、本人の意思で法的性別と名前を変更できますし、不妊手術も性別適合手術も不要です。

性別違和感をもつ子どもは、いじめ等が原因で自殺を考える率が高いことが調査によって明らかとなりました。2015 年、文部科学省は初等中等学校向けに通知を出し、トランスジェンダー児童生徒への配慮を求めました。しかし、性的指向の自由の保障は停滞しています。保健の学習指導要領の改訂(2018 年)に際して、パブリックコメントの約 12%を占めていた「多様な性のあり方」を追加すべきとの意見が反映されず、異性愛を前提とする記述は変更されませんでした[7]。

### ④ 包括的な SOGI 差別解消法を目指して

では、2030 年、2050 年の日本はどうあるべきでしょうか。ヨーロッパの先進的な例によれば、包括的な SOGI 差別解消法には、「尊厳としてのセクシュアリティの位置付け」、「身体変更を強制されない権利の保障」、「婚姻の性中立化(同性間の婚姻の承認)」、「教育による LGBT 理解の増進」、「職場での SOGI ハラスメントの禁止」などが盛り込まれています。日本の法改正を検討するにあたって大いに参考になると思われます。

<sup>56</sup> パリ原則にもとづく国内人権機関の設置に関する勧告・要請等について、法務省ウェブサイトに一覧が掲載されている。[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00153.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00153.html)(2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

<sup>57</sup> 日本学術会議法学委員会 LGBTI 権利保障分科会「(提言)性的マイノリティの権利保障をめざして(II)——トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて」2020 年 9 月予定。

<sup>58</sup> WHO(世界保健機関)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、国連開発計画(UNDP)、国連人権高等弁務官事務所(UNHCHR)、国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)「強制・強要された、または不本意な不妊手術の廃絶を求める共同声明」(Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization - An interagency statement)(2014 年 5 月 30 日)

([https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/112848/9789241507325\\_eng.pdf?sequence=1](https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/112848/9789241507325_eng.pdf?sequence=1)) (2020 年 8 月 10 日最終閲覧)

2019 年、日本でもパワハラ防止法のガイドラインに、SOGI ハラスマント禁止とアウティング(暴露行為)禁止が盛り込まれました。教育と雇用・労働における SOGI 差別禁止は、法律ではなく、ガイドラインや通知という形式をとるとはいっても、一定の対応が進められています。しかし、婚姻の性中立化(同性間の婚姻の承認)に向けた動きは鈍いと言えます<sup>[8]</sup>。2015 年以降、自治体が同性パートナーシップ制度を導入はじめましたが、法律でないため法的拘束力はありません。しかし、最新調査(2019 年)では、同性婚に対して、72.6%が「賛成」「やや賛成」と答えています<sup>59</sup>。2019 年、台湾は、アジアではじめて同性間の婚姻を認めました。世界では、同性間の婚姻を認める国が 40 カ国以上に上っています。日本もまた、同性間の婚姻を含めた SOGI 差別解消をはかり、ダイバーシティの実現を旨とする共生・包摂社会を目指すことが肝要です<sup>[9]</sup>。

(三成 美保 奈良女子大学副学長・教授(研究院生活環境科学系))

### 【参考文献】

- [1] LGBT 法連合会編『日本と世界の LGBT の現状と課題——SOGI と人権を考える』かもがわ出版、2019 年
- [2] 日本学術会議法学委員会 LGBTI の権利保障分科会「(提言)性的マイノリティの権利保障をめぐって—婚姻・教育・労働を中心に」2017 年 9 月
- [3] 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法——尊厳としてのセクシュアリティ』明石書店、2015 年
- [4] 三成美保編『LGBTI の雇用と労働——当事者の困難とその解決方法を考える』晃洋書房、2019 年
- [5] 谷口洋平『LGBT をめぐる法と社会』日本加除出版、2019 年
- [6] 中塚幹也『封じ込められた子ども、その心を聴く——性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版、2017 年
- [7] 三成美保編『教育と LGBTI をつなぐ——学校・大学の現場から考える』青弓社、2017 年
- [8] 二宮周平編『性のあり方の多様性 一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社、2017 年
- [9] 「特集 II : LGBT(性的マイノリティ)の権利保障——差別禁止法・理解増進法の動きと今後の課題」『ジェンダーと法』(ジェンダー法学会) 15 号、2018 年

---

<sup>59</sup> 石田仁、岩本健良、釜野さおり「同性婚に関する意識調査—結果速報」2020 年 2 月、  
<http://marriageforall.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/20200215Preliminaryreportishidaiwamotokamano.pdf>(2020 年 3 月 24 日最終閲覧)

#### (4) 障がい者差別の解消に向けて

##### ① 国連条約と国内法の整備

共生社会を形成するひとつの軸として、障がいのある人と障がいのないとの共生があげられます。それを実現するために、2006 年に国連で採択された「障害者権利条約」に沿って、国内法が整備されてきました。

同条約の目的は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳を促進すること」とされていますが、障がいの見方についても、新たな視点を提供しています。つまり、それまでの障がいのある人自身の心身の機能面に焦点を当てた「医学モデル」だけでなく、障がいは主に社会によってつくられた障がい者の社会への統合の問題であるという、「社会モデル」が加えられました。それはたとえば、足に障がいのある人が建物を利用できない場合に、そのことを「足が悪い」という個人の障がいを原因とするのではなく、段差があることなどを「社会的障壁」として、社会的にその改善をはかるという見方です[1]。

差別の解消に関して、同条約は、障害にもとづくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者への差別となる既存の法制度を廃止・撤廃するための適切な措置をとることも明示しています。また、「合理的配慮」という措置が導入されましたが、それは、「障がいのある人が、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること」を意味しています[2]。

日本政府は、同条約を 2014 年に批准しましたが、その準備段階において、障害者基本法が改正されました(2011 年)。また、障害者総合支援法の成立(2012 年)、障害者差別解消法の成立(2013 年)、障害者雇用促進法の改正(2013 年)など、国内法の成立・改正が続けて行われました。

そのなかで、差別の解消については、障害者基本法の差別禁止規定にもとづき、2016 年より施行された障害者差別解消法に、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が示されています。また、雇用分野については、障害者雇用促進法に差別禁止規定が明記されました。

##### ② 当事者と市民の視点に立った差別解消への取り組み

しかし、法規定が置かれたとはいえ、差別がすぐに解消されるわけではありません。内閣府が 2017 年に、18 歳以上の人々 3000 人を対象に実施した「障害者に関する世論調査」の結果を見ると、障害者権利条約についても障害者差別解消法についても「知らない」と回答している人々がそれぞれ 8 割近くに上っています[3]。

また、東京都が 2018 年度に実施した「障害者の生活実態」調査(面接聞き取り調査:18 歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者の合計 7200 人を対象)においても、障がい者に対する理解の不足や、差別と偏見が少なからず残されていることが、自由回答の記述のなかに見出せます。そのなかでも、有給休暇がとれないことや仕事を教えてもらえないこと、また、情報が遅れて伝わることなど、職場における人間関係の問題は深刻です。前回調査からみますと、障がいの種類を問わず、就労する人の数が増えていますが、そのいっぽうで生じている「職場のハラスメント」が、障がいのある人々の就労をつうじた自立や社会参加のバリアとなっているようですがうかがえます[4]。

今後は、差別解消をめざす法制度への周知度を高めるとともに、当事者の声を集めて、それにもとづいて現状の問題点をひとつひとつ明確にしながら、法の趣旨と目的を実効性のあるものとしていくことがもとめられます[5]。そうすることが、障害者権利条約採択までの過程で障がいのある人々が用いた「私たちのことを私たち抜きで決めないで」(Nothing About Us Without Us)というスローガンにあらわれたように、エンパワーメントの発揮にもつながるものと考えられます。

また、未来に向けて、「全世代型社会保障」を構築するための議論も始まっていますが、そこにも当事者と市民の視点が不可欠です。政府に設置された「全世代型社会保障検討会議」が、2020年末には、将来の社会保障制度のあり方について最終報告を公表する予定です[6]。

同検討会議の中間報告で示された改革案は、「多様性」をキーワードにして、「人生 100 年時代の到来を踏まえて、働き方を含めた改革を行っていくもの」とされており、障がいのある人々や難病の人々も皆が包摂され、活躍できる社会がめざされています[7]。

「すべての世代が安心できる社会保障制度」が、たんに高齢者と若者の世代間の分配の問題にとどまらず、障がいのある人のニーズにも対応できるように、ノーマライゼーションの理念を根底にした議論が、今後ますます必要になってくると思われます。

(廣瀬 真理子 放送大学客員教授)

### 【参考文献】

- [1] 外務省『障害者権利条約』外務省、2018 年
- [2] 松井亮輔「障害者をめぐる国際動向」『障害保健福祉研究情報システム』2014 年  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/rehab/r158/r158\\_feature2.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/rehab/r158/r158_feature2.html) (URL 閲覧日:2020 年 2 月 26 日)
- [3] 内閣府「障害者に関する世論調査」2017 年  
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-shougai/index.html> (URL 閲覧日:2020 年 2 月 26 日)
- [4] 東京都「障害者の生活実態」2018 年  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/chosa\\_tokei/zenbun/heisei30/30houkokusyozenzan.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/chosa_tokei/zenbun/heisei30/30houkokusyozenzan.html) (URL 閲覧日:2020 年 2 月 26 日)
- [5] 松井亮輔・岩田克彦編『障害者の福祉的就労の現状と展望:働く権利と機会の拡大に向けて』中央法規、2011 年
- [6] 全世代型社会保障検討会議「全世代型社会保障検討会議第 2 次 中間報告（案）」2020 年  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai\\_gata\\_shakaihoshou/dai9/siryou1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai_gata_shakaihoshou/dai9/siryou1.pdf)  
(URL 閲覧日:2020 年 8 月 15 日)
- [7] 全世代型社会保障検討会議「全世代型社会保障検討会議中間報告（案）」2019 年  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai\\_gata\\_shakaihoshou/dai5/siryou1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai_gata_shakaihoshou/dai5/siryou1.pdf)  
(URL 閲覧日:2020 年 2 月 26 日)

## (5) 原発被災からの再生・再建

### ① 未来に引き継がれるべき再生・再建の経験

2011年3月11日に発生した東日本大震災は地震被害・津波被害・原発事故という未曾有の「複合災害」をもたらしました。この複合災害とその復旧・復興の記録は後世に語り継がれていかなければなりません。しかし地震・津波という自然災害と原子力事故という人為災害とを包括する「複合災害」というとらえ方は、ともすれば原発事故原因を自然災害に帰着しかねず、これが人為災害における当事者責任を曖昧にする要因にもなっています。原発事故はスリーマイル島炉心溶融事故(1979年)であれ、チェルノブイリ4号暴走事故(1986年)であれ、JOC臨界事故(1999年)であれ、福島第一1~3号炉心溶融事故(2011年)であれ、いずれも技術的・操作的な原因によって発生しています。人為災害としての原発事故は明確な公害であり、東京電力という業者の責任だけでなく、エネルギー政策として原発を推進してきた国の責任も厳しく問われなければなりません[1]。

INES国際原子力・放射線事象評価尺度ユーザー・マニュアルに掲載されているレベル4(局所的な影響を伴う事故)以上の事故は、1957年以降、7件発生しています。スリーマイル島事故以降、レベル4以上の原発事故は10数年に1回の頻度で発生していますし、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出をもたらした福島第一の「深刻な事故」(レベル7)は、チェルノブイリ事故から25年目に発生しました[2]。世界の商業原子炉の状況(2017年末)は、運転可能炉が448基、建設中炉が59基であり、2017年に閉鎖した原子炉は5基でした。商業原子炉は、特にアジアや東欧・ロシアの建設中が多く、世界的には年々増加しており、原発事故の頻度も高くなることが懸念されます[3]。チェルノブイリ原発事故によって放射能汚染を強いられた汚染地域の被災住民への支援体制については、避難・移住権利、心身健康管理、生活・医療保障などがチェルノブイリ基本法としてとりまとめられており、福島第一原発事故による支援体制づくりでは参考となりましたが、福島第一原発事故からの被災者や被災地の再生や再建の経験と教訓は、未来に引き継がれていかなければなりません[4]。

### ② 負の経験を良い経験に転換を

福島第一原発事故は、広範囲な陸域と海域に放射能汚染をもたらし、陸域のうち空間放射線量が高く、低線量被曝が健康に影響をもたらすと危惧される福島県双葉・相馬・伊達地域の全部あるいは一部に、避難区域(警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点)や避難指示区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)が設定され、当該区域住民は区域外避難を強いられています[5]。また区域外住民であっても、本人や家族(特に子ども)の放射線被ばくによる健康影響を危惧して、主として福島県外に自主的に避難した人たちが多くいます。原発事故関係で福島県内外に避難した人たちは、2012年5月には16.5万人に達しました。2020年2月現在でも、避難者は避難者統計では4.1万人を数えており、そのうち4分の3は福島県外に避難している人たちです[6]。

区域内避難者のほとんどすべては国からの避難指示のもと、場合によってはその情報すら得られないもとで反射的ともいべき避難行動をとることを余儀なくされました。あるいは緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの情報が伝えられていれば、浪江町民のように余分な放射能被曝をうけることないルートを選択することもできたはずです。川内村民や飯舘村民のように沿岸部からの避難者を受入れる準備をしていたのに、警戒区域の拡大により自分たちも避難民とならざるを

得なくなり、着の身着のままで郡山市や福島市に避難することになってしまった人たちも多くいました。原子力防災計画には避難計画も盛り込まれていますが、また防災の日には防災訓練が行われていましたが、「原発安全神話」が行き届いていたため真剣みのない行事として扱われていました。東京電力福島第一原子力発電所事故の経験はこれまでの原子力防災避難計画が住民の避難にほとんど役立たないことを明確にしました[1]。

原発事故災害による避難の特徴は、家族や地域社会のつながりを分断する逃散的かつ広域的な避難行動にあります[7]。福島県双葉郡や相馬郡の住民の多くは、多世代の家族とともに広い戸建住宅に住んでいました。しかし原発事故避難の過程で家族がバラバラになったケースが多く見られ、体育館等の避難所に避難しても、そこでは仕切りがなくプライバシーが守られない状況で避難生活に長期間おかれることになりました。後に震災関連死という言葉の括りになりましたが、高齢者や病弱者が犠牲者となり、女性や身障者もつらい思いをいだきながら厳しい避難生活を余儀なくされました[8]。災害列島であるこの日本において、多くの災害や避難経験を重ねてきているにもかかわらず、避難所というスペースは全くといってよいほど改善はされていなかったのです。東日本大震災の経験からプライバシーやジェンダーに配慮した段ボールやカーテンによる仕切りが導入されていますが、全く不十分であり、抜本的に改善されなければなりません。

改善されなければならないのは、応急仮設住宅についても同様です。応急仮設住宅は災害救助法に、1戸当たり平均約30m<sup>2</sup>を標準、240万円以内を限度とし、供与期間2年以内と規定されています[9]。限度額は実際には福島県で689万円でしたが、避難者が震災前に住んでいた住宅に比較して極めて狭く、そのため多世代家族が世代毎に分断されることになりました。しかも原発被災者の場合には応急仮設住宅への入居にあたりコミュニティ形成が優先されなかつことから、見知らぬ世帯が隣り合わせとなり、団地内での人間関係が希薄となり、震災関連死を増やす要因ともなったのです。こうした負の経験を良い経験に転換させるためには、何よりも画一的な兵舎的空間配置の「応急仮設」という考え方を変える必要があります。東日本大震災では応急仮設住宅の供給が間に合わなかったことから、民間アパート等を活用した「見なし」としての借上住宅が多く採用され、熊本地震では建設型ではなく借上型の仮設住宅の供給が主力となっています。例え短期間での避難生活であったとしても、コミュニティとしての互助や交流を促進できる建屋及びその空間配置としなければなりません[10]。

### ③ 「戻れない／戻らない」

原発災害の場合、区域内避難者は避難指示区域の種別によって、避難元への帰還の時期が異なります。居住制限区域は3年間、帰還困難区域は5年間以上の期間、一時的な場合を除き、避難元で日常的な生活を送ることはできません。国は2012年3月に「福島復興再生特別措置法」を制定し、避難先自治体では長期避難者の生活拠点を形成すること、帰還先自治体では住民の帰還促進を図ることを内容とする「福島復興再生基本方針」を、同年7月に閣議決定しました。また同年9月には新設された復興庁が、避難12市町村地区を対象とし概ね10年後の復興の姿と国の取組姿勢を取りまとめた「グランドデザイン」を公表し、避難指示が解除された区域については2013年3月に「早期帰還・定住プラン」が策定されました[11]。他方、原発事故被災者の不安を解消し、安定した生活を実現しようとする包括的な支援を行うために2012年6月に「子ども・被災者支援法」が制定され、空間放射線量が一定の基準以上ある対象地域内で生活する者や避難先

で生活する者、対象地域に帰還する者など、どこに住んでも同等の行政サービスや支援を受けられることになりました。

復興庁や福島県や大学等が実施した各種アンケート調査結果からは、避難先での避難生活での大変な状況や帰還をめぐる複雑でなかなか意思決定できない状況が浮かび上がってきます。例えば福島大学うつくしまふくしま未来支援センターが広野町を除く双葉郡内 7 町村に住民票を置く全世帯主調査に実施した第 2 回アンケート調査(2017 年 2 月実施)[12]によれば、「戻る気はない／戻れない」59%であり、第 1 回調査(2011 年 9 月実施)[13]の「戻る気はない」24%と比較しても、帰還意思が著しく低下しています。当初においては「ふるさと喪失への「つらさ」をかみしめつつも、帰還への希望を抱いていました。しかし 6 年経ち次第に新しい現実としての生活が避難先に形成され、戻らない理由の選択肢は次第に変わっていくのですが、原発再事故不安や放射線影響不安が依然として基底にあることがわかります。

#### ④ 日常生活での「困りごと」

日常生活での「困りごと」については、2011 年から 2017 年にかけて、放射線問題、居住問題、仕事・事業問題、教育問題などではその選択率が低下しています。放射線問題の選択率が大きく減少したのは、やはり汚染放射能の自然減衰が進み、避難指示区域の解除が進んだことによると推測できます。居住問題が低下したのは、災害復興公営住宅や再建自宅への入居が進んだこと、仕事・事業問題は高齢化による年金生活への移行が影響していると思われます。また子どもの教育問題の選択率が大きく低下したのは、子育て期を終えた世代がさらに増えたことを意味しています。他方、健康・介護問題が 2 倍以上の比率として選択されるようになり、それはやはり高齢化を反映しています。家族関係や周囲との人間関係ではさらなる悪化が進んでいますし、生活費問題は高止まりにあり、改善されていません。このように放射線影響問題を引きずりながらも、一方では住居問題は改善されながら、他方では分断された家族関係や地域関係のなかで、被災者は依然として生活費問題を抱えて日常を過ごしているのです。

健康状態への不安は解消されつつあります。福島大学調査による双葉 7 町村に住民票を置く世帯主の「健康状態」は 5 段階評価では 2.91 で、「ふつう=3」に限りなく近い「やや良い=2」状況にあります。ただし、放射線被ばくへの不安については、本人の将来の健康(2.91)よりも、子ども・孫の将来の健康(3.40)への不安を強く感じていますし、「差別・偏見」(3.47)や「影響がわからない」(3.58)での風評的な不安をより強く感じているのです。避難指示が全部または一部地域にあった 13 市町村(伊達市の特定避難勧奨地点を含む)を対象として、福島県が実施した「こころの健康度・生活習慣に関する調査」[13]によれば、16 歳以上で「気分の落ち込みや不安に関して支援が必要と考えられる方」の割合は 2011 年の 14.6%から 2017 年には 6.4%にまで下がりましたが、全国平均 3.0%に比較するとなお高いことがわかります。子どものこころと健康については、同調査結果から考察されることは、震災当時に 4~6 歳であった子どもが小学生や中学生になってもその影響が出ていることで、今後とも注視する必要があります。妊婦のうつ傾向は、2011 年の 27.1%から 2017 年には 20.7%に低下してきています。妊婦に対する電話相談も 2011 年度の 1,401 人から 2017 年度の 799 人と減少し、その相談内容も 2011 年度には「放射線の心配や影響に関する」とが第 1 位(29.2%)であったのが、2012 年度には第 3 位(23.7%)となり、2013 年度以降は上位 3 位までには入らなくなりました。

帰還するか帰還しないかの意思決定には、避難者の複雑な思いが交錯しています。復興庁が実施している「住民意向調査」の結果(2015年～2018年)[14]をみると、避難指示が早くに解除された市町村地区ほど「戻っている」「戻りたい」と回答する比率が高く、田村市都路地区、檜葉町、川内村では6割前後になっています。これに対してなお帰還困難区域を多く抱える浪江・双葉・大熊・富岡町では帰還希望は1割台にとどまっています。逆に「戻らない」と回答している比率は、浪江・双葉・大熊・富岡町では4～6割台と高く、避難指示が解除された市町村地区では低くなっています。そして「まだ判断がつかない」等の態度を保留している住民の比率が2割から3割台にある避難指示区域を抱える町村に、避難先への移住かあるいは被災元への帰還かという二者択一を迫る政策判断は正しくありません。日本学術会議による「複線型復興」[15][16][17][18]や「第三の道」[19]の提言はいまなお有効ですし、それは上述した「子ども・被災者支援法」だけでは対応できない課題です。ましてや地方創生において「交流人口」や「関係人口」の議論を敷衍していくば、「住民の二重の地位」[20]について真剣に検討されなくてはならないと思いますし、今後の大規模災害での避難・復興のこともその射程に入っているのです。

##### ⑤ 「ふるさとの価値」

被災家族の生活再建と地域経済をになう生業の維持・再開とは密接な繋がりがあり、東日本大震災以降 BCP(事業継続計画)が注目を集めていますように、被災直後からの避難生活をよりよく維持するためには生活資金(特に現金)の確保が欠かせません。東日本大震災においては、福島県内の地域金融機関[21]のように通帳がなくても顔が見える関係のもとで預貯金の引き出しに柔軟に対応したことや移動 ATM 車による円滑な資金供給が行われ、現金不足のパニックを防ぐことができました。また生命保険金のみならず火災・地震などの社会保険金の円滑な支払いも進みました。福島第一原発事故との関係では、避難指示により仕事や職場を奪われ、生活や生業の維持のためには原発事故の事業者責任としての原子力賠償を欠かすことができません。区域内避難者には生命・身体損害、住居損害、営業損壊・就労損害、精神的損害が発生し、東京電力に対して損害賠償請求が行われました[22]。

原子力損害賠償法に基づいて「原子力損害賠償の範囲の判定等に関する中間指針」(2011年8月5日)[23]出されると、これを基準に賠償金が逐次支払われてきていますが、次第に支払決定が厳しくなり、被災者はADR(裁判外紛争解決手続)を通じて請求するようになり、特に区域外避難者のADRを通じた賠償請求は東電に拒否されるようになったことから、各地で裁判所に東電を被告とする訴訟が出されています[24]。前述の福島大学調査(第2回)[12]によれば、損害賠償を既に受け取った人及び現在受け取っている人を合わせた割合は、精神的損害で約9割、住宅賠償で約7割、営業損害・就労損害で約6割、生命・身体損害で約4割であり、東電の姿勢から賠償金支払終了方針や国の医療費や介護サービス利用の減免などへの不安感は高くなっています。それは年金に生活資金を依存する高齢者ほど、仮設住宅や復興公営住宅に住んでいる人ほど不安感が高いのです。さらに原子力賠償の問題として指摘されているのは、「請求書や手続きが煩雑」「賠償額が少ない」「東電と国が賠償額を決定する」「地域によって賠償に差がある」などであり、いずれも選択率が4割以上に及んでいます。

こうした問題は30数件を超える原発集団訴訟のなかでも、賠償金額の決定において表面化してきています。原発集団訴訟の1つの特徴は、原発事故による「ふるさとの喪失」が被災者避難者の

平穏生活権を侵したという判決が出てきていることです[25]。従前の損害賠償は市場価格計算が可能な自動車事故の損害賠償を基準として組立てられています。しかし豊かな自然環境、心安らぐ原風景や人間発達に欠かせないコミュニティや家族などさまざまな関係性によって成り立つ「ふるさと」の価値は市場価格計算が困難であるにもかかわらず、それが精神的な損害賠償の対象として裁判に提示されたのです。判決においてはさすがに「ふるさとの価値」の市場価格計算はなされなかつたものの、事態の深刻さはこういったところにも映し出されています。しかしこの「ふるさとの喪失」論争[24]が提起しているのは、風土論がいう人間の存在の構造的契機[26][27]や経済学が提起する地域固有価値[28]とは何かということであり、その射程は広範囲に及んでいきます。

#### ⑥ 「生業の復活は家族の再生から」という教訓

被災地域における「生業の復活は家族の再生から」という教訓は、福島相双復興機構の福島相双復興官民合同チームが8000を超える被災企業支援を継続した経験から得られたものです[29]。官民合同チームが実施した避難中小企業の事業再開にかかるきめ細かな訪問活動からわかつたのは、中小規模の生業の再開には家族の再生が不可欠なことです。中小企業の再開のためには、もちろん従業員の確保や事業設備の整備、サプライチェーンの再開も必要ですが、より重要なことは市場を確保できるかどうかです。地元密着の生業にあっては居住者という商品・サービス需要を安定的に確保できるかが前提になりますし、消費市場が薄い場合には、民間活動であれば移動販売や定期市から始まりますし、それすら見通せない時は公設公営を考えなければなりません[29]。それは商業・サービス分野であっても医療・介護・福祉分野であっても同様です。特に医療・介護・福祉の分野では医師・看護師・介護福祉士などの確保が容易ではありません。緊急時から復旧期に向けて、DMAT(災害派遣医療チーム)を引き継ぐ医療・介護・福祉チームの仕組みを確立しなければ、避難者の帰還や彼らによって推進される地域再生は困難なものとなります[16][30]。

被災地域における農林水産業の復旧はさらに困難を極めています。農林水産業は基本的に土地・海面を活用する産業であり、原発事故による農・林地への放射能汚染や海面への汚染水放出によって、風評被害が生じ、消費者の代理人ともいべき卸売市場における農林水産物の格付けに悪影響を与えます。風評の克服に向けた農地認証など流通4段階での汚染度測定や線量測定を行うという日本学術会議による提言[31]は、福島県における米全袋調査や農産物モニタリング調査などの態勢を確立するうえで貢献し、福島県の主力農産物の出荷額は回復ましたが、市場格付けやスーパーにおける売場棚の確保については、まだ震災前の水準に戻っていません。農産物、特に米の作付けについては、避難指示解除準備区域では行政・大学研究機関による試験栽培が開始され、林業にあっては山林除染が手付かずで、豊かな森林の建築材やバイオマス発電活用への道が依然として閉ざされています。そして漁業にあっては、試験操業まで辿りつたものの、トリチウム水が海洋放流となれば、3.11の悪夢を呼び覚ますことになり、風評を通じた実害がでることになるのです[32]。

同様な心配は放射性物質を含んだ汚染土壤が運び込まれている双葉町と大熊町に設置された中間貯蔵施設の運用のあり方にもあります。運び込まれた汚染土壤は1キログラム当たり8000ベクレルを基準として分別され、それ以下の場合には高速道路などの公共事業の骨材として再利用する実証実験が進められています。また飯舘村の長泥地区に整備される特定復興再生拠点区域内の農地整備の土台として再利用されることになっています。帰還困難区域である長泥地区は拠点

整備と住民帰還をめぐってコミュニティがぎくしゃくしています。また 8000 ベクレルを超える汚染土壌については、設置から 20 年後には福島県外に運び出すことが国との協定できまっていますが、その運び出し先は決まっていません[33]。

#### ⑦ 将来世代に負の遺産を継承させない

原発被災からの再生・再建を考えるにあたって最も重要なことは、将来世代に負の遺産を継承させないと決意する倫理的視点を原子力利用においても明確にすることです。チェルノブイリや福島第一の原発事故は、多くの人々の日常生活や健康を理不尽なまでに奪い取っています。原子力エネルギー利用は放射性廃棄物の最終処分までのバックフィットを入れた場合、再生可能エネルギーと比較しても、コストの優位性をもてなくなっています[34]。原発稼働によって生まれる放射性廃棄物は、その核種によっては半減期が極めて長く放射線による負の被ばく影響が年間1mSv にまで低減する期間が人類史をはるかに超えことになります。こうし使用済み核燃料や廃炉作業により発生する放射性廃棄物は、中間貯蔵であったとしても、永久に人類が活用できない土地空間を地球上に作り出してしまうのです。ドイツ脱原発倫理委員会[35]や福島県復興ビジョン[36]が表明している「原子力に依存しない社会」の実現とともに、チェルノブイリ基本法[37]のように原子力事故被災者の健康・居住・生活等に関わる権利を十全に保障する、エネルギー政策基本法や原子力防災基本法の制定が国には強く求められます。

(山川 充夫 福島大学名誉教授/客員教授)

#### 【参考文献】

- [1] 東京電力福島原資料発電所事故調査委員会『国会事故調報告書』徳間書店、2012 年。
- [2] 原子力資料情報室編『原子力市民年鑑 2016-17』七ツ森書館、2017 年。
- [3] 世界原子力協会著/JA!F 国際部「世界の原子力発電所実績レポート 2018 図表紹介」2018 年、(仮訳)[https://www.jaif.or.jp/cms\\_admin/wp-content/uploads/2018/10/wna\\_nucl-performance-report2018.pdf](https://www.jaif.or.jp/cms_admin/wp-content/uploads/2018/10/wna_nucl-performance-report2018.pdf)(2020 年 2 月 25 日閲覧)
- [4] 尾松 亮『3・11 とチェルノブイリ法—再建への知恵を受け継ぐ—』東洋書簡、2013 年。
- [5] 福島復興ステーション「避難地域の状況」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html>(2020 年 2 月 29 日閲覧)
- [6] 福島県災害対策本部「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 1762 報)」2020 年 2 月 5 日。  
[https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/470676\\_1204649\\_misc.pdf](https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/470676_1204649_misc.pdf)(2020 年 2 月 29 日閲覧)
- [7] 山川充夫「原災避難者の帰還意向の変化—強制避難と自主避難との違い—」『歴史と地理』678、2014 年、18-32 頁。

- [8] 「ビッグパレットふくしま避難所記」刊行委員会『生きている 生きてゆく ビッグパレットふくしま避難所記』アム・プロモーション、2011年。
- [9] <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/pdf/dailkai/siryo4.pdf>(2020年3月1日閲覧)
- [10] 福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会『平成24年度 福島県応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会 成果報告書』福島大学災害復興研究所、2013年。
- [11] 復興庁「福島復興に向けた取組①(復興施策体系)」『(参考)復興の取組と関連諸制度』2019年12月9日。[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20191209\\_torikumitokanrenshoseido.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20191209_torikumitokanrenshoseido.pdf)(2020年3月1日閲覧)
- [12] 国立大学法人福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編『第2回双葉住民実態調査報告書一中間報告書』2017年。<https://fure.net.fukushima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/09/ae01a53bdd8fac313e1d05750442a141.pdf>(2020年3月1日閲覧)
- [13] 第37回「県民健康調査」検討委員会「資料」2020年2月13日。  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/369450.pdf>(2020年3月1日閲覧)。
- [14] 復興庁「原子力被災自治体における住民意向調査」  
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/>(2020年3月1日閲覧)。
- [15] 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会「提言 東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言」2014年9月30日。
- [16] 丹波史紀/清水晶紀編著『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて—』ミネルヴァ書房、2019年。
- [17] Mitsuo Yamakawa & Daisuke Yamamoto eds.(2017) *Unravelling the Fukushima Disaster*, Routledge, London & New York.
- [18] Mitsuo Yamakawa & Daisuke Yamamoto eds., *Rebuilding Fukushima*, Routledge, London & New York 2017.
- [19] 日本学術会議社会学委員会東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会「提言 東日本大震災からの復興政策の改善についての提言」2014年9月25日。
- [20] 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討委員会「提言:東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関する提言」2017年9月29日。
- [21] 東邦銀行『東日本大震災の記憶～現場からの声～』2012年、  
[http://www.tohobank.co.jp/pdf/shinsai\\_kioku.pdf](http://www.tohobank.co.jp/pdf/shinsai_kioku.pdf)(2020年3月1日接続)
- [22] 東京電力「賠償金のお支払い状況」  
[http://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/results/index-j.html](http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/results/index-j.html)(2020年3月1日閲覧)。

- [23] 日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』日本加除出版会、2011年。
- [24] 淡路剛久・吉村良一・除本理ふみ編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、2015年。  
淡路剛久監修/吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社、2018年。
- [25] 山川充夫「原発集団訴訟と日本学術会議提言—前橋判決における避難継続の合理性の検討—」『判例時報』2382(2018年)、120-137頁。
- [26] 和辻哲郎『風土一人間学的の考察—(改版)』岩波書店、1963年。
- [27] オギュスタン・ベルク/川勝平太『ベルク「風土学」とは何か』藤原書店、2019年。
- [28] 池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店、2003年。
- [29] 山川充夫「原発事故避難指示区域の商工業振興のあり方—官民合同チームの意味—」『経済論叢(京都大学経済学会)』第193巻第2号(2019年)、59-83頁。
- [30] 前田正治編著『福島原発事故がもたらしたもの』誠信書房、2018年。
- [31] 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会「提言 原子力災害に伴う食の農の『風評』問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言」2013年9月6日。
- [32] 関谷直也「東京電力福島第一原子力発電所事故後の水産業と汚染水に関する現状の課題」『学術の動向』第24巻第7号(2019年)、32-43頁。
- [33] 「福島の汚染土再利用 住民の反対根強く 国・東電に負担軽減の思惑」『日本経済新聞デジタル[有料会員限定]版』2019年4月29日。  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44337660Y9A420C1EA1000/> (2020年3月1日閲覧)。
- [34] 公益社団法人日本経済研究センター「事故処理費用、40年間に35兆～80兆円に一廃炉見送り(閉じ込め・管理方式)も選択肢に－汚染水への対策が急務－」2019年3月7日。  
[https://www.jcer.or.jp/jcer\\_download\\_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjo0Mzc5MCwiZmlsZV9wb3N0X2lkIjo0Mzc5Mn0=&post\\_id=43790&file\\_post\\_id=43792](https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjo0Mzc5MCwiZmlsZV9wb3N0X2lkIjo0Mzc5Mn0=&post_id=43790&file_post_id=43792) (2020年3月1日閲覧)。
- [35] 安全なエネルギー供給に関する倫理委員会著吉田文和/ミランダ・シュラーズ編訳『ドイツ大原発倫理委員会報告』大月書店、2013年。
- [36] 福島県「福島県復興ビジョン」2011年8月。  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/fukkouvision.pdf> (2020年3月1日閲覧)
- [37] 馬場朝子・尾松 亮『原発事故 国家はどう責任を負ったか—ウクライナとチェルノブイリ法一』東洋書店新社、2016年。

### 1-3 共生の実現—包摂性ある社会へ

#### (1) 多様性・共生・複線型の人生：柔軟な社会、柔軟な個人へ

##### ① 多様性の尊重

誰もが自分らしく生きられるためには、一人ひとりの多様な生き方を尊重することが重要です。そして、多様な生き方をもつ多様な人びとが共に暮らす社会を実現するには、人生や仕事、家族や社会、価値などについての柔軟な考え方が必要になります。

多様性を尊重する考え方は、徐々にですが、浸透しつつあるように見えます。労働人口の減少を契機に、障がいや SOGI、多文化など、一人ひとりの多様性を尊重し、それを積極的に活用しようとするダイバーシティ・マネジメントを進めようとする企業などの動きもあり、まだまだ不十分とはいえる多様性を尊重する考え方は、今後も広がるでしょう。これから必要なことは、このような関心を維持しつつ、考え方を整理しながら、社会全体に広め、具体的な取組をすすめていくことでしょう。

##### ② 柔軟な人生、柔軟な個人

多様性の尊重は、他者に向かわれると同時に、自分自身についても向けられる必要があります。日本の社会の息苦しさは、同調圧力、つまり、ひとと同じでなければならない、と感じさせる、目に見えない力と関係しています。受験や就職活動に典型的に見られるように、失敗もやり直しも許されず、逃げることすらままならぬ、といったことを感じている人は少なくありません。子育て、学習、進学、就職、結婚、労働、そして老後の生活に至るまで、個人の生き方や社会のあり方など、あらゆる面で、こうでなければならない、という規範に支配されているように感じられることもあるでしょう。

他の社会から見ても、日本は数多くの特徴を持ちますが、外部の目に奇異に映るのは、「一斉」、「一律」、「一様」でしょう。また、家族や学校、会社や地域、国家など、それなくしては居場所がないと感じてしまうほど、個人が関わる集団が、絶対的なものとして個人の中で大きな位置を占めていることも、なかなか理解しにくいでしょう。このような特徴には、それなりの利点もないではありませんが、社会の息苦しさの原因ともなっています。

多様性の尊重は、他者との関係においては共生の基礎となる同時に、一個人の内部での多様性、つまり、一人の個人の人生についても、一つの道に固定されず、いくつかの地域や領域をまたぐ活動や生き方、いわば複線型の人生をも肯定的に捉える考え方の基礎ともなります。

たとえば、自宅やサテライトオフィスを活用した遠隔勤務、会社勤めのかたわら営む副業、社会人のリカレント教育などの動きもすでに見られます。また、新たな事業の起業また地域や社会への貢献活動に対する評価なども、従来とは比べものにならないほど高くなっています。このような多様な生き方、働き方を実践するに当たっては、ITが活用されることも多くなっています。

##### ③ 多様性と柔軟性の実現に向けた課題

個人の多様性を尊重する考え方は、徐々に広がってはいますが、多様性と柔軟性を重視する社会の実現に向けては、いくつか課題があります。

まず、あらゆる変化についていえることですが、これまでの社会の制度や慣行を変えていくようとすると、個々人の考え方、そして社会の制度を変える必要があります。個々人の考え方と社会の制度にはズレがあり、どちらが進むにせよ、遅れるにせよ、軋みが生じるのが常です。

一人ひとりの考える力を変えていくには教育のあり方と内容を変えていく必要があります。知識詰め込み型の教育から考え方を養う教育へという転換は進められていますが、一人ひとりが違うとい意識を高めるためには、様々な人びとの接触が有効です。また、内容のみならず、一斉授業の見直しや、学校以外の教育の機会を増やすなど、教育をすべて学校に集中させず、社会全体で取り組むような工夫も、所属や活動の単位が单一でないという意識を持つためには効果的でしょう。さらに、決まった年齢で決まった教育を受けることが当たり前、という考え方についても見直す必要がありますし、特に大学など高等教育については、門戸を広げ、受験勉強を前提とせず、より広範な学生をより柔軟な形で受け入れ、教育することが必要でしょう。

多くの人びとが異常と感じている大学生の就職活動には、「一斉」、「一律」、「一様」が集約されています。変化の兆しはありますが、採用側の意識のみならず、雇用や社会保障などの大きな問題と連動しているため、急速には進みそうもありません。

多様性の尊重についての議論は、尊厳という個人の根幹に関わるものですが、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や雇用の流動性、そして IT の飛躍的な発展など、社会の状況や動きと無関係に存在しているわけではありません。たとえば、複線型の人生を実現するためには、雇用形態の多様化とセーフティーネットが機能しなければなりませんし、やり直しを容易にするためには、ランキングや年齢に縛られず、学ぶ側のニーズに沿った柔軟な教育のあり方が必要になります。

多様性に富む共生社会、そして複線型の人生を実現するには、それなりのコストがかかることに留意しなければなりません。社会の制度設計のみならず、言語、コミュニケーションの方法、居住など、あらゆる面で、「一斉」、「一律」、「一様」が通用しないことを前提としなければなりません。生活や社会のほとんどすべてに渡る変化について、さまざまな局面を想定しながら、試行錯誤を重ねることになるでしょう。しかし、短期的には時間、費用の負担をもたらすとはいえ、それが将来において、一人ひとりが輝く社会を実現するための投資なのです。

(宮崎 恒二 東京外国語大学名誉教授)

## (2) 外部からやって来る人々との幸福な共生社会の創造

### ① グローバリゼーションと人びとの流動化

20世紀後半、とくに東西冷戦構造が崩壊した後、グローバリゼーションと呼ばれる動きが加速度的に強まりました。その原因としては、(1)交通技術・情報技術などの進歩によるグローバル世界の相互依存関係の緊密化、(2)国家の枠組みにとらわれない企業活動の進展、(3)労働市場のグローバルな流動化、(4)戦乱による難民の発生、などが挙げられます。

日本においても、2010年代に入って、短期的に滞在する観光客が激増しているだけでなく、3ヶ月以上日本に滞在する在留外国人数も右肩上がりで推移しています(図1-1)。出入国在留管理庁が2019年10月25日に発表したところによれば、2019年6月末時点の在留外国人数が282万9416人でした[3]。これは日本の総人口の2.24%を占めます。彼ら／彼女らは、私たちの日常的な隣人なのです。



図1-1 訪日外国人観光客数<sup>60</sup>と推移と在留外国人数<sup>61</sup>の推移

### ② 人口縮小と外国人労働者

日本で近年とくに在留外国人についての関心が高まっているのは、少子高齢化に伴う労働力不足への対策として、海外から労働人材を迎え入れようという機運があることにもあります。パーソル総合研究所と中央大学の共同研究「労働市場の未来推計 2030」<sup>62</sup>によれば、2030年の人手不足の推計値は644万人であり、このうち81万人を外国人労働者で代替することが提案されています。

政府もこれに対応するため、「骨太の方針 2018(6月15日閣議決定)」により「特定技能」という在留資格を創設し、平成31年4月1日付で「外国人雇用管理指針」の改正を行いました。

<sup>60</sup> 日本国政府観光局のデータをグラフ化

<sup>61</sup> 法務省のデータをグラフ化

<sup>62</sup> <https://prtimes.jp/a/?f=d16451-20181023-4005.pdf>

### ③ 外国人に対する排除的言動

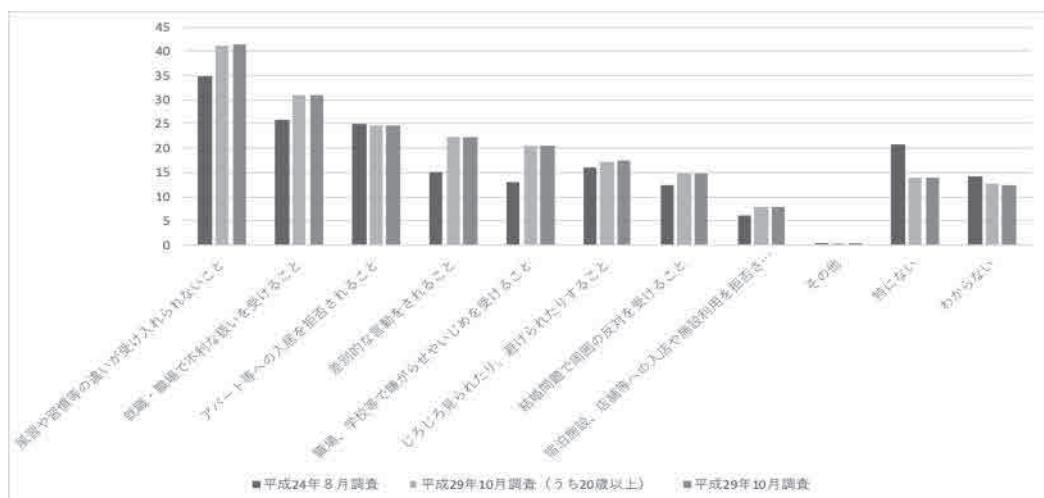
けれども、外部からやってきた人たちを、「労働力」としてだけ、「道具」的に受け容れるのは適当とはいえません。彼ら／彼女らは同時代人であり、また日本社会で「ともに生きる人」なのです。それにふさわしく社会のシステムを整備することが重要です。

しかし、現状では、必ずしもその前提が満たされているとはいえない。

たとえば、仕事でやって来る外国人には、家族とともに生活している人も多くいます。新たに生まれる命もあります。子どもたちは一定の年齢になれば教育を受ける権利があります。しかし、文部科学省の調査結果からも、制度からもれて就学していない子どもたちがかなりの数いると報告されています。日本社会で快適に生活できるよう、家族を含めた適切な対応が必要でしょう。

一方、外国人に対する人権侵害の認知は、年を追って、減少するどころかむしろ増加しています（図1-2）。日本社会における人権意識が高まったことで認知が増えているとも解釈できますが、いずれにせよ人権侵害はあってはならないことです。

さらに、外国人に対するヘイトスピーチがデモやソーシャルメディアで呼ばれることも珍しくありません。半数近くの日本人はヘイトスピーチに否定的な意見をもっていますが、容認する意見もないわけではありません。人権侵害やヘイトスピーチについては、社会／学校／家庭などの各場面において、これまで以上に十分な人権教育が求められます。



（出典）内閣府「平成 29 年度人権擁護に関する世論調査」

図1-2 外国人に対する人権侵害の認知（%）

### ④ 世界のなかで人びとを惹きつける国となるために

外国から日本に来て、永久的あるいは一時的に日本に居住する人びとは、立場の如何を問わず、今後も増え続けるでしょう。また、人口縮小の時代にあっては、日本という一つの社会をマネージしていくためには、出身地の異なるさまざまな人びとに参加してもらうことが必要でもあり、望ましいこともあります。しかしながら、日本社会にその受け入れ体制がなければ、そして日本社会が多くの人びとにとって魅力的な場所でなければ、外部から人がやって来るどころか、内部から人が出て行ってしまいかねません。

実際、表1からもわかるように、過去5年間で国籍取得者数は減少傾向にあり、国籍離脱者数と国籍喪失者数は増加傾向にあります。そして、国籍取得者数よりも国籍離脱者と国籍喪失者の合計人數の方が多いのです。このような状況を改善するには、外部からやってきた人々が、日本社会になじみやすい環境を作るだけでなく、日本社会の側も彼ら／彼女の出身社会の文化を尊重する姿勢が重要でしょう。

表1-1 過去5年間の国籍取得者数・国籍離脱者数・国籍喪失者数推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
国籍取得者数	1,131	1,089	1,033	966	958
国籍離脱者数	603	518	613	770	962
国籍喪失者数	899	921	1,058	1,172	1,300

(出典)法務省民事局[6]

(遠藤 薫 学習院大学法学部教授)

### 【参考文献】

- [1] 日本政府観光局「月別・年別統計データ(訪日外国人・出国日本人)」2020年、  
[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/) (最終閲覧日:2020年3月29日)
- [2] 法務省入国管理局「国籍・地域別在留外国人数の推移」2019年  
<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf> (最終閲覧日:2020年3月29日)
- [3] 法務省入国管理局「(報道発表資料)平成30年末現在における在留外国人数について」  
2019年 [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html) (最終閲覧日:2020年3月29日)
- [4] 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)(令和元年9月27日)」2019年  
[https://www.mext.go.jp/content/1421568\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421568_001.pdf) (最終閲覧日:2020年3月29日)
- [5] 内閣府政府広報室「『人権擁護に関する世論調査』63結果の概要」2018年、  
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/2-2.html> (最終閲覧日:2020年3月29日)
- [6] 法務省民事局「帰化許可申請者数等の推移」2019年、  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei\\_t\\_minj03.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html) (最終閲覧日:2020年3月29日)

<sup>63</sup> 全国の日本国籍を有する18歳以上の者 3,000人 有効回収数 1,758人(回収率 58.6%) 平成29年12月

### (3) 多文化共生社会の実現

#### ① 外国から来る人びとの増加

多文化共生は、異なる文化的背景を持つ人びとが共に暮らすことです。多様な文化的背景をもつ人びとが、身近な空間で増えてきているのは、すでに多くの人びとが認めるところでしょう。人びとの移動が頻繁となり、その範囲も広がりつつあるなか、2030年、2050年の日本社会もまた、今以上に多様な文化的背景をもつ人びとが、日本で働き、日本で学ぶようになっていることでしょう。

労働人口の減少に直面し、日本政府は海外からの労働力を受け入れてきました。しかし、「労働者」としてではなく、技能実習制度を設け、それに基づいた「実習生」として受け入れてきました。「実習生」として日本で働いている外国人は、すでに30万人以上<sup>64</sup>に上ります。この制度は、海外への技術・知識の移転を目的としたものですが、その実態は労働条件の整わない低賃金労働の場合もあり、また送り出し側、受け入れ側の団体についても問題点が指摘されています。出入国管理法改正(2019年)では新しい在留資格を設け、新たに35万人弱の労働者を受け入れることが見込まれています。しかし、家族の帯同がごく一部の職種に限られるなど、技能実習制度と同じように、必ずしも定住を視野においたものではありません。

長期的な視点で、日本の労働人口を維持しようとするならば、短期的な労働者の受け入れに留まらず、日本への定住を促進し、日本の人口自体を持続させるような方策が必要になります。そのためにも、人権侵害や搾取に繋がりかねない制度ではなく、「移民」を受け入れる政策が必要で、多文化共生社会の実現に向けて、さらなる取組が必要になります。

#### ② 生活者の多様化に対応する基盤作り

日本に来て働く人たちは、単なる労働力ではありません。それぞれの文化や社会を背負っている人びとであり、日本社会とともに生活する仲間になります。出入国管理法の改正に当たり、日本政府は、「公的機関や生活インフラの多言語化など、急増する外国人を「生活者」として迎え入れる基盤の整備を国主導で進める」ことを明らかにしています<sup>65</sup>。

日本への定住を視野に、海外の人びとを受け入れるためには、生活だけでなく、教育の場における「共生」の基盤作りも急務です。これまででも、徐々にですが、異なる文化を持つ人びとにに対する様々な取組が進められてきました。たとえば、子供の教育については、とくに義務教育を終えたあとでの就学状況について、まだ実態が十分には把握されていませんが、一部の地方自治体においては、高校における日本語の補習や特別入試制度などが実現しています<sup>66</sup>。異なる言語や文化をもつ人びとが、社会の一員として生活していくよう、行政や教育を始め、社会全体での取組を進めていくことが必要です。

多文化共生は、外国人に日本の文化や社会への同化を強要することではありません。異なる文化を持つ人びとが日本社会で生きていくためには、日本の文化や社会に対する理解が不可欠であることはもちろんです。しかし、同時に日本の文化・社会の中で育ってきた人びとも、日本とは異なる

<sup>64</sup> 法務省ホームページ:[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00081.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html)(最終閲覧日 2020年3月30日)

<sup>65</sup> 外務省ホームページ:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/index.html>(最終閲覧日 2020年3月30日)

<sup>66</sup> 提言「外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保証」(日本学術会議多文化共生分科会(査読中)2020年発出見込み)

文化や社会について理解することが不可欠であり、現在進められている異文化理解教育を様々なレベルで進める必要があります。

海外にルーツをもつ人びとが多く暮らす地域では、行政による生活支援や社会生活の中で、日本語とともにそれぞれの言語が用いられていることも多くなっています。AI を使った多言語音声翻訳システムは、多くの言語に対応する有力な手段になるでしょう。しかし、生活や考え方についての理解を深めようとすれば、単なる辞書や会話集を越え、文化的な背景などをも加味したシステム作りが必要でしょう。

さらに、日本における外国語教育も、英語のみならず、日本社会に暮らす人びとが使う多様な言語の習得の可能性を広げ、様々な言語に対応する人びとの数が増えていくことが望ましいのです。同時に、海外にルーツを持つ人びとは、それぞれの出身地と日本を繋ぐ人材となりうるのであり、その意味でも、そのアイデンティティを尊重し、文化や言語を保つための支援も必要とされます。

### ③ 創造力の源泉としての多文化共生社会

身近な環境にいる海外からの人びとと触れる機会があることで、その人たちの文化や考え方を知り、様々な違いや共通点に気づくことができます。そして、世界の多様性について、あるいは日本の社会・文化について振り返る機会を得ることができるでしょう。

多文化共生の持つ意義の一つは、「他者」との接触によって、自らについて振り返る、ということです。多文化共生は、入ってくる人びとを自分たちに同化させようというのではなく、互いの違いを尊重しつつ、変わった方がよいことについては、変えていくことをすることです。

たとえば、災害時のお知らせなどについても検討がなされていますが、日本語話者にとってもわかりにくい行政用語などは、変えていくべきでしょう。また、日本の生活の中で、学校の行事や部活動、進学や就職に向き合うストレス、長時間の労働など、海外から来た人びとには理解しがたいかも知れません。このようなことは、私たちにとっては疑問に思わないことが多いのですが、私たち自身が直面している問題は、このような当たり前だと考えていることをもう一度考え直すことから、発想の転換を図れるかも知れません。

多文化共生社会は、新たな考え方や文化の活力を生み出す基盤として貴重です。多様性は知的あるいは芸術的な新しい発想や表現の源泉となりうるからです。

### ④ 多文化共生の展開

多文化共生は多くの団体や活動のスローガンにも掲げられ、その考え方自体、錦の御旗になりつつあります。この考え方の根底には、すべての人がもつ基本的人権、そして社会の公正・公平という理念があります。多様な文化を持つ人びとが共に生きていくことは、平和、共存、博愛などの理想と結びつけられ、多くの人びとの共感を得てきました。多文化共生は、一人一人が尊重されること、個々人の多様性を重んじることを目指す点で、ジェンダー・SOGI、障がいの有無など、包摂を目指す共通の基盤に立ちます。「違い」を容認し合い、価値に転換していくことは、将来の社会のあり方として、高く掲げられるべきです。

しかし、それは自然に、また一朝一夕にできあがるものではありません。21世紀初頭であれば、ある程度の楽観的な見通しも成り立ちましたが、2020年の時点で30年後にどのような状況になっているか、明確な見通しは立てにくくなっています。異なる文化や考え方を認めないばかりでなく、

小さな集団の中ですら、「違い」に対して不寛容をあらわにし、さらには亀裂や分断を糧として自己の利益を追求する動きも目立つようになってきているからです。

学術の側では、分断が生じる状況について、十分に分析し、それに対処する道筋を考える必要があります。「違い」に対する不寛容は、「いじめ」などの排除にも共通するものです。しかし、原理的には、「排除」と「包摂」は表裏一体のものです。そのため、「排除」のみをなくすことは容易ではありません。しかし、判断の基準自体が実は多様であることを知り、「排除」や「包摂」の単位も複層化、あるいは分散化されることにより、排除という行為もある程度は緩和されるのではないかでしょうか。

現在、そして将来について考える際に、日本のみならず、国際的な視点が必要であることは言うまでもありません。より広い世界、そして長い人類の歴史に目をやれば、そこから長期的な展望について様々な示唆を得ることができます。多文化共生は、このような比較の視点の糸口を提供してくれます。現実を見つめる視野を広げ、社会のあり方の多様性を、そして多くの選択肢を示すことは、学術の重要な役割です。

(宮崎 恒二 東京外国語大学名誉教授)

#### (4) 多様な人びとの共生社会をサポートする情報技術

##### ① 超スマート社会における人びとの生活空間

2030年代の超スマート社会（Society 5.0）における人々の生活空間は、現実の物理空間（フィジカル空間）と計算機上の仮想空間（サイバー空間）を高度に融合させたサイバーフィジカル空間へ拡張されていきます。AI, IoT (Internet of Things), ビッグデータ, 5G（第5世代移動通信システム）などの情報通信技術（ICT）の活用により人口減少、超高齢化、医療・介護、教育、環境・エネルギー、防災などの社会的課題が解決されることが期待されます。

このような情報通信技術の進歩が加速していく中、これらの技術によって高齢者、外国人、障がい者など多様な背景や価値観を持った人々が、自らのライフスタイルに応じ、年齢、文化、身体的な能力、時間・距離の制約を超えて世界とつながり、夢を追求できる共生社会の実現を支援できると期待されます。また、多様な人々の共生に加えて、2030年～2050年頃には、人と機械、すなわちロボットやアバター（自分の分身ロボットやキャラクター説明）といった人工物との共生を支援できる社会的枠組みが重要になってきます。

高齢者、外国人、障がい者など多様な人々が、ICTを活用することによって、個人レベル、組織レベル、コミュニティレベルで自然な形で能力や機能が増幅されるための様々なシステム、ツール、サービスやアプリケーションが開発されることが重要です。特に、情報弱者にとっても、より自然な形でかつ信頼できる形でサービスや支援を受けることができるインターフェースの開発も社会的な受容性を高めるために大切です。

##### ② さまざまなレベルでの情報技術の活用

まず個人レベルにおいては、多様な文化、言語を持つ人々とのコミュニケーションを可能とする技術が、AIを使った多言語音声翻訳システムです。現在でも、数十言語をサポートし、多くの人々が海外旅行などで利用している多言語音声翻訳サービスは、より日常的なものとなり、デバイスの操作を意識せずに同時通訳機能などが実現されます。また、現在のスマートフォン、あるいはさらに進化したウェアラブル型、または、体内埋込み型のパーソナルデバイスを利用してすることで、より自然なスタイルでのコミュニケーションも可能です。日常生活やビジネスシーンにとどまらず、日本の伝統芸能である歌舞伎などのセリフや解説を翻訳することも可能であり、文化的な交流の幅が広がります。

また、身体的な障がいに対してもウェアラブル型のパワードスーツによって提供される電動アクチュエータや人工筋肉によって健常者と同様な動作や人工的な肢体の一部を提供することも可能です。さらに、自分の体が不自由な状態で、脳だけが活動している場合でも、BMI（ブレイン・マシンインターフェース）を利用して、脳活動の情報を分析し、遠隔地のロボットやアバターを操作して働くことも期待されます。特に、移動に関しては、”MaaS (Mobility as a Service)”が定着するとともに、職場でのパートナーロボットを遠隔操作したり、アバターにジャックインすることにより、移動時間ゼロで遠隔地の職場で働くことも可能となります。さらに、Uber や Lyft（配車サービス）などのように働き手と仕事とのダイナミックなマッチングが実現され、ロボットやアバターとの連携により、働く場所と時間を自由に選択可能なシステムが実現可能となります。

組織レベルのエンパワーメントに関しては、さまざまなビジネスにおける働き方がロボットやアバターの活用によって大きく変化する可能性があります。生産人口の減少とともに、シルバーハンマー材を活

用していく上でもロボットやアバターとの協働が重要です。また、組織内におけるさまざまな意思決定や合意形成の支援として AI ツールが普及していますが、単純に人を AI によって置きかえるといった方法論ではなく、人と AI の協働による”職のイノベーション”を検討するとともに、信頼されうる AI に発展するために公平性、安全性、プライバシーやセキュリティ、説明可能性が担保されることが重要です。

コミュニティレベルでは、多様な人々がそれぞれのライフスタイルで生活していく上で必要とする情報をタイムリーに提供できるサービスが重要です。現在、活用されている SNS (ソーシャルネットワークサービス)の弱点であるフェイクニュースの検出や自然災害時におけるデマの拡散といった課題が解決され、信頼できるサービスが必要です。

### ③ ICT リテラシー教育の必要性

ICT 技術は、利用する人間が多様性を否定するような価値観を持っていれば、SNS におけるヘイストスピーチの課題と同様、同じシステムであっても、包摂とは全く逆の排他的でかつ敵対的な利用を加速してしまうといった性質を持っています。個人による情報発信力・収集力・検索力が強化される反面、個人によるシステムの乱用をどう防げるかが重要です。また、ICT を利用できる者と利用できない者とのギャップは、ますます広がる傾向にあり、初等中等教育レベルにおける ICT リテラシーの教育が共生社会を実現していく上で重要な課題です。

(徳田 英幸 国立研究開発法人 情報通信研究機構 理事長)